

短 期 給 付

I 短期給付事務処理要項

短期給付事務の電算処理等の取扱いについては、下記のとおりとする。

1 給付コードについて

給付コードは、別表 P40 のとおりとする。

2 所属所コード及び所在地について

- (1) 沖縄県給与ネットワークシステム事務処理要綱の対象である所属所については、所属コード及び所在地を適用する。
- (2) 県立芸術大学、県立看護大学、幼稚園及びこども園等その他の所属所については、別表 P43～47の所属所コード表等とする。

3 給付金の振込金融機関について

金融機関は、原則として次のとおりとする。

金 融 機 関	金融機関コード
琉 球 銀 行	0 1 8 7
沖 縄 銀 行	0 1 8 8

4 給付金の振込日について

(1) 自動給付するもの

医療機関等の窓口で受ける現物給付（※）の他、医療機関等が当共済組合に請求する診療報酬明細書（レセプト）に基づく、高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金。（原則として、診療月から約3か月後の末日とする。ただし、その日が祝祭日及び休日に当たる場合はその前日とする。）

※現物給付・・・マイナ保険証又は資格確認書等を医療機関に提示することにより、かかった医療費の一部を負担するだけで診療や投薬等の医療行為を受けることができる給付や入院時食事療養費等がこれにあたる。

(2) 請求により給付するもの

上記（1）以外の給付。（原則として受理した月の翌月末日とする。ただし、その日が祝祭日及び休日に当たる場合はその前日とする。）

別表 給付コード表

区 分		コード
組 合 員 種 別	一般組合員	1
	船員組合員	2
	後期高齢組合員	7
	短期組合員	11
	船員短期組合員	12
	後期短期組合員	17
性 別	男	1
	女	2
元 号	昭和	3
	平成	4
	令和	5
認 定	普通	1
	特別	2

区 分		コード
資 格 取 得	就職	1
	転入（公立共済他支部）	2
	転入（他の共済）	3
	再就職	7
	転入（国の共済）	8
	種別変更	95
	番号変更	99
資 格 喪 失	退職（定年・早期・ 自己都合・任 期満了等）	01
	死亡	02
	任意継続組合員	04
	転出（公立共済他支部）	10
	転出（他の共済）	11
	転出（国の共済）	13

続 柄	コード
本 人	00
夫	01
妻	02
配偶者の子	10
長男	11
二男	12
三男	13
四男	14
五男	15
六男	16
七男	17
八男	18
九男以上	19
養子	20
長女	21
二女	22
三女	23
四女	24
五女	25
六女	26
七女	27
八女	28
九女以上	29
父	31
養父	32
義父	33
母	41
養母	42
義母	43
兄	51
弟	52
祖父	53
義兄	54

続 柄	コード
義弟	55
義祖父	56
孫	57
姉	61
妹	62
祖母	63
義姉	64
義妹	65
義祖母	66
配偶者の孫	67
曾祖父	71
伯父・叔父	72
甥	73
義曾祖父	74
義伯父・義叔父	75
義甥	76
曾孫	77
曾祖母	81
伯母・叔母	82
姪	83
義曾祖母	84
義伯母・義叔母	85
義姪	86
配偶者の曾孫	87
子の配偶者	90
孫の配偶者	91
兄弟姉妹の配偶者	92
甥姪の配偶者	93
曾孫の配偶者	94
伯（叔）父の配偶者	95
伯（叔）母の配偶者	96
その他	99

5 短期給付標準処理期間について

(1) 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び資格情報のお知らせ（資格確認書含む）の交付	30日
船員組合員資格の取得及び資格情報のお知らせ（資格確認書含む）の交付	30日
任意継続組合員資格の取得及び資格情報のお知らせ（資格確認書含む）の交付	30日
任意継続組合員資格の喪失	30日
資格喪失証明の交付	20日
上記証の記載事項の訂正	30日
上記証の亡失等による再交付	30日

(注) 組合員は資格取得日から5日以内に所属機関等に申告書を届け出ることとされています。
所属機関等は申告書を受理後、速やかに当支部へご提出ください。

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び資格情報のお知らせ（資格確認書含む）の交付	30日
被扶養者の取消	30日
被扶養者証の記載事項の訂正	30日
被扶養者証の亡失等による再交付	30日

(注) 組合員は被扶養者に提出が必要な事実を生じた日から5日以内に所属機関等に申告書を提出することとされています。
所属機関等は申告書を受理後、速やかに当支部へご提出ください。

3 給付・支給等に関する事項

区 分	決定期間
療養費の支給	55日
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	55日
移送費・家族移送費の支給	55日
家族療養費の支給	55日
高額療養費の支給	55日
高額介護合算療養費の支給	55日
入院時食事療養費の支給	55日
入院時生活療養費の支給	55日
出産費・家族出産費の支給	55日
埋葬料・家族埋葬料の支給	55日
傷病手当金の支給	55日
出産手当金の支給	55日
休業手当金の支給	55日

育児休業手当金の支給	5 5 日
育児休業支援手当金の支給	5 5 日
育児時短勤務手当金の支給	5 5 日
介護休業手当金の支給	5 5 日
弔慰金・家族弔慰金の支給	5 5 日
災害見舞金の支給	5 5 日
船員組合員の療養の給付	5 5 日
船員組合員の一部負担金の額等の返還	5 5 日
前納された任意継続掛金の還付	5 5 日

(注) 決定期間は、支部において請求書等を受理した月初日から振込手続きが完了するまでの期間とする。

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	2 5 日
標準負担額減額認定証の交付	2 5 日
特定疾病療養受領者証の交付	2 5 日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	2 5 日
上記証の記載事項の訂正	2 5 日
上記証の亡失等による再交付	2 5 日
支払未済の給付請求	5 5 日
第三者の行為による損害の賠償請求	5 5 日
レセプトの開示請求	2 5 日

(注) 上記期間のうち、所属所が申告書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

5 留意事項

標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ①適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
- ②適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間

別表 県立大学、幼稚園及びこども園等所属所コード表等

地区は各教育事務所所管区域単位

地区	所属所名	所属所コード	郵便番号	所在地
国頭地区	くにながみこども園	710084	905-1411	沖縄県 国頭郡 国頭村 字辺土名1350番地
	おおぎみこども園	710149	905-1311	沖縄県 国頭郡 大宜味村 字塩屋1306番87
	東幼稚園	710220	905-1203	沖縄県 国頭郡 東村 川田837
	有銘幼稚園	710238	905-1206	沖縄県 国頭郡 東村 有銘1
	こども園みらい(今帰仁村)	710327	905-0421	沖縄県 国頭郡 今帰仁村 字越地180番地
	本部幼稚園	710467	905-0211	沖縄県 国頭郡 本部町 東654-1
	伊豆味幼稚園	710483	905-0221	沖縄県 国頭郡 本部町 字伊豆味13
	瀬底幼稚園	710505	905-0227	沖縄県 国頭郡 本部町 字瀬底693
	上本部幼稚園	710521	905-0209	沖縄県 国頭郡 本部町 字北里1289
	羽地幼稚園	710645	905-1147	沖縄県 名護市 田井等601-2
	稲田幼稚園	710653	905-1155	沖縄県 名護市 字我部祖河440-1
	安和幼稚園	710661	905-0001	沖縄県 名護市 字安和174
	屋部幼稚園	710670	905-0007	沖縄県 名護市 字屋部47
	大宮幼稚園	710696	905-0011	沖縄県 名護市 字宮里5-13-22
	名護幼稚園	710700	905-0018	沖縄県 名護市 大西2-2-22
	東江幼稚園	710718	905-0021	沖縄県 名護市 字東江1-7-21
	瀬喜田幼稚園	710726	905-0025	沖縄県 名護市 幸喜4-1
	緑風こども園	710769	905-2265	沖縄県 名護市 汀間122
	久辺幼稚園	710777	905-2172	沖縄県 名護市 字豊原208
	大北幼稚園	710785	905-0019	沖縄県 名護市 大北4-19-32
	松田幼稚園	710912	904-1301	沖縄県 国頭郡 宜野座村 字松田601
	宜野座幼稚園	710921	904-1302	沖縄県 国頭郡 宜野座村 字宜野座1190
	漢那幼稚園	710939	904-1304	沖縄県 国頭郡 宜野座村 字漢那1987-5
	中川幼稚園	711013	904-1201	沖縄県 国頭郡 金武町 金武10154
	金武こども園	711021	904-1201	沖縄県 国頭郡 金武町 字金武491-1
	伊江幼稚園	711111	905-0592	沖縄県 国頭郡 伊江村 字東江前364
	西幼稚園	711129	905-0503	沖縄県 国頭郡 伊江村 字川平600
	伊平屋幼稚園	711218	905-0703	沖縄県 島尻郡 伊平屋村 字我喜屋2132-2
	伊是名幼稚園	711315	905-0603	沖縄県 島尻郡 伊是名村 字仲田1162-2
中頭地区	安富祖幼稚園	720012	904-0402	沖縄県 国頭郡 恩納村 字安富祖1873
	恩納幼稚園	720039	904-0411	沖縄県 国頭郡 恩納村 字恩納6069-1
	仲泊幼稚園	720047	904-0415	沖縄県 国頭郡 恩納村 字仲泊433
	山田幼稚園	720055	904-0416	沖縄県 国頭郡 恩納村 字山田997
	伊波こども園	720136	904-1115	沖縄県 うるま市 石川伊波287番地1
	与那城こども園	720233	904-2304	沖縄県 うるま市 与那城屋慶名468-1
	津堅幼稚園	720357	904-2317	沖縄県 うるま市 勝連津堅1327
	あげなこども園	720438	904-2204	沖縄県 うるま市 字西原129番地
	赤道こども園	720497	904-2245	沖縄県 うるま市 字赤道921
	渡慶次幼稚園	720519	904-0326	沖縄県 中頭郡 読谷村 字渡慶次32
	読谷幼稚園	720527	904-0323	沖縄県 中頭郡 読谷村 字高志保1295
	喜名幼稚園	720535	904-0302	沖縄県 中頭郡 読谷村 字喜名401
	古堅幼稚園	720543	904-0304	沖縄県 中頭郡 読谷村 字楚辺999-1
	古堅南幼稚園	720551	904-0314	沖縄県 中頭郡 読谷村 字古堅612-1

地区	所属所名	所属所コード	郵便番号	所在地
中頭地区	屋良幼稚園	720616	904-0202	沖縄県 中頭郡 嘉手納町 屋良1-31-1
	嘉手納幼稚園	720624	904-0203	沖縄県 中頭郡 嘉手納町 字嘉手納312
	越来幼稚園	720713	904-0001	沖縄県 沖縄市 字越来1-2-3
	コザ幼稚園	720721	904-0004	沖縄県 沖縄市 中央4-16-2
	中の町幼稚園	720730	904-0031	沖縄県 沖縄市 上地3-4-2
	安慶田幼稚園	720748	904-0012	沖縄県 沖縄市 字安慶田2-18-2
	諸見幼稚園	720756	904-0021	沖縄県 沖縄市 字胡屋2-2-6
	島袋幼稚園(沖縄市)	720764	904-0023	沖縄県 沖縄市 字久保田2-21-2
	山内幼稚園	720772	904-0034	沖縄県 沖縄市 山内2-32-1
	北美幼稚園	720781	904-2142	沖縄県 沖縄市 字登川1515
	美里幼稚園	720799	904-2153	沖縄県 沖縄市 字美里4-1-2
	美東幼稚園	720802	904-2164	沖縄県 沖縄市 桃原3-4-1
	宮里幼稚園	720811	904-2165	沖縄県 沖縄市 字宮里3-27-1
	高原幼稚園	720829	904-2171	沖縄県 沖縄市 高原5-12-3
	室川幼稚園	720837	904-0013	沖縄県 沖縄市 字室川2-24-2
	美原幼稚園	720845	904-2155	沖縄県 沖縄市 美原4-20-2
	泡瀬幼稚園	720853	904-2172	沖縄県 沖縄市 泡瀬2-33-5
	比屋根幼稚園	720860	904-2174	沖縄県 沖縄市 与儀376
	北谷幼稚園	720918	904-0035	沖縄県 沖縄市 南桃原4-13-2
	北玉幼稚園	720926	904-0105	沖縄県 中頭郡 北谷町 字吉原875
	浜川幼稚園	720934	904-0113	沖縄県 中頭郡 北谷町 字宮城1-172
	北谷第二幼稚園	720942	904-0103	沖縄県 中頭郡 北谷町 字桑江554-1
	普天間幼稚園	721019	901-2202	沖縄県 宜野湾市 普天間1-10-1
	普天間第二幼稚園	721027	901-2201	沖縄県 宜野湾市 新城2-8-19
	宜野湾幼稚園	721043	901-2207	沖縄県 宜野湾市 神山1丁目1番1号
	嘉数幼稚園	721051	901-2215	沖縄県 宜野湾市 字真栄原1-13-1
	大謝名幼稚園	721060	901-2225	沖縄県 宜野湾市 字大謝名5-12-1
	志真志幼稚園	721078	901-2211	沖縄県 宜野湾市 宜野湾3-5-1
	長田幼稚園	721086	901-2212	沖縄県 宜野湾市 字長田3-19-1
	はごろも幼稚園	721094	901-2223	沖縄県 宜野湾市 大山6-23-1
	北中城こども園	721116	901-2311	沖縄県 中頭郡 北中城村 字喜舎場255-1
	西原幼稚園	721329	903-0111	沖縄県 中頭郡 西原町 字与那城353
那覇地区	県立芸術大学	082110	903-0812	沖縄県 那覇市 首里当蔵町1-4
	県立看護大学	090115	902-0076	沖縄県 那覇市 与儀1-24-1
	浦添こども園	730018	901-2103	沖縄県 浦添市 仲間2-47-2
	牧港こども園	730069	901-2131	沖縄県 浦添市 牧港2-14-1
	当山こども園	730077	901-2104	沖縄県 浦添市 当山2-34-2
	内間こども園	730085	901-2121	沖縄県 浦添市 内間4丁目3番1号

地区	所属所名	所属所コード	郵便番号	所在地
那覇地区	久場川みらいこども園	730124	903-0807	沖縄県 那覇市 首里久場川町2-18-10
	城北こども園	730131	903-0804	沖縄県 那覇市 首里石嶺町1-162
	城西こども園	730140	903-0816	沖縄県 那覇市 首里真和志町1-5
	城南こども園	730158	903-0814	沖縄県 那覇市 首里崎山町4-35-2
	真嘉比こども園	730166	902-0068	沖縄県 那覇市 真嘉比一丁目18番1号
	泊こども園	730174	900-0012	沖縄県 那覇市 泊2-23-9
	大道みらいこども園	730182	902-0066	沖縄県 那覇市 大道146-1
	壺屋こども園	730212	900-0013	沖縄県 那覇市 牧志3-14-12
	真和志こども園	730263	902-0064	沖縄県 那覇市 寄宮3-1-1
	与儀こども園	730271	902-0076	沖縄県 那覇市 与儀1-1-1
	天妃こども園	730298	900-0033	沖縄県 那覇市 久米1-3-2
	開南こども園	730301	900-0021	沖縄県 那覇市 泉崎1-1-5
	宇栄原みらいこども園	730344	901-0153	沖縄県 那覇市 宇栄原4-17-10
	大名こども園	730379	903-0802	沖縄県 那覇市 首里大名町1-49
	上間こども園	730387	902-0077	沖縄県 那覇市 長田2-11-60
	小禄南こども園	730433	901-0152	沖縄県 那覇市 小禄4-14-1
	天久みらいこども園	730475	900-0005	沖縄県 那覇市 天久1-4-1
	那覇こども園	730484	900-0016	沖縄県 那覇市 前島1-7-1
	仲里幼稚園	730514	901-3107	沖縄県 島尻郡 久米島町 謝名堂970
	清水幼稚園	730620	901-3125	沖縄県 島尻郡 久米島町 字鳥島198
	南大東幼稚園	730719	901-3806	沖縄県 島尻郡 南大東村 字池之沢317
	北大東島こども園	730816	901-3902	沖縄県 島尻郡 北大東村 字中野180
島尻地区	上田こども園	740013	901-0244	沖縄県 豊見城市 字宜保1丁目1番地4
	糸満南こども園	740137	901-0364	沖縄県 糸満市 潮崎3-1
	真壁こども園	740153	901-0336	沖縄県 糸満市 字真壁1932
	喜屋武こども園	740161	901-0354	沖縄県 糸満市 喜屋武433-1
	白川幼稚園	740242	901-0415	沖縄県 島尻郡 八重瀬町 字小城550
	新城幼稚園	740315	901-0503	沖縄県 島尻郡 八重瀬町 字新城1381
	具志頭幼稚園	740323	901-0514	沖縄県 島尻郡 八重瀬町 字具志頭661
	久高幼稚園	740528	901-1501	沖縄県 南城市 知念字久高231-2
	佐敷幼稚園	740617	901-1403	沖縄県 南城市 佐敷字佐敷1246-2
	与那原幼稚園	740714	901-1303	沖縄県 島尻郡 与那原町 字与那原720
	与那原東幼稚園	740722	901-1301	沖縄県 島尻郡 与那原町 字板良敷21
	大里北幼稚園	740811	901-1201	沖縄県 南城市 大里字嶺井222
	大里南幼稚園	740820	901-1206	沖縄県 南城市 大里字仲間928
	南風原幼稚園	740919	901-1111	沖縄県 島尻郡 南風原町 字兼城684
	津嘉山幼稚園	740927	901-1117	沖縄県 島尻郡 南風原町 字津嘉山684
	北丘幼稚園	740935	901-1104	沖縄県 島尻郡 南風原町 字宮平336
	翔南幼稚園	740943	901-1113	沖縄県 島尻郡 南風原町 字喜屋武381
	渡嘉敷幼稚園	741010	901-3501	沖縄県 島尻郡 渡嘉敷村 字渡嘉敷355
	座間味幼稚園	741117	901-3402	沖縄県 島尻郡 座間味村 字座間味943
	阿嘉幼稚園	741125	901-3311	沖縄県 島尻郡 座間味村 字阿嘉316
	栗国幼稚園	741214	901-3702	沖縄県 島尻郡 栗国村 字東1323
	渡名喜幼稚園	741311	901-3601	沖縄県 島尻郡 渡名喜村 639

地区	所属所名	所属所コード	郵便番号	所在地	
宮古地区	平良第一幼稚園	750019	906-0013	沖縄県 宮古島市	平良字下里1141
	北幼稚園	750027	906-0012	沖縄県 宮古島市	平良字西里217
	久松幼稚園	750035	906-0015	沖縄県 宮古島市	平良字久貝933
	鏡原幼稚園	750043	906-0013	沖縄県 宮古島市	平良字下里3107-2
	西辺幼稚園	750060	906-0005	沖縄県 宮古島市	平良字西原1081
	狩俣幼稚園	750078	906-0002	沖縄県 宮古島市	平良字狩俣1242
	池間幼稚園	750094	906-0421	沖縄県 宮古島市	平良字池間887
	南幼稚園	750116	906-0013	沖縄県 宮古島市	平良字下里1068
	東幼稚園(宮古島市)	750124	906-0007	沖縄県 宮古島市	平良字東仲宗根698
	西城幼稚園	750213	906-0106	沖縄県 宮古島市	城辺字西里添1048
	砂川幼稚園	750248	906-0108	沖縄県 宮古島市	城辺字砂川605
	下地こども園	750311	906-0303	沖縄県 宮古島市	下地字洲鎌309-4
	上野こども園	750418	906-0202	沖縄県 宮古島市	上野字新里506
	伊良部こども園	750523	906-0506	沖縄県 宮古島市	伊良部字長浜1394
	多良間幼稚園	750612	906-0602	沖縄県 宮古郡 多良間村	字仲筋108
八重山地区	がびらこども園	760001	907-0453	沖縄県 石垣市	字川平831番地1
	みやとり幼稚園	760003	907-0023	沖縄県 石垣市	字石垣207
	やえやま幼稚園	760004	907-0004	沖縄県 石垣市	字登野城152
	みやなが幼稚園	760005	907-0243	沖縄県 石垣市	字宮良331-1
	あまかわ幼稚園	760006	907-0011	沖縄県 石垣市	字八島町2-3
	おおかわ幼稚園	760007	907-0022	沖縄県 石垣市	字大川100
	なぐら幼稚園	760057	907-0021	沖縄県 石垣市	字名蔵243
	あらかわこども園	760065	907-0014	沖縄県 石垣市	新栄町74番地
	へいしんこども園	760090	907-0003	沖縄県 石垣市	平得174番地3
	おおはまこども園	760103	907-0001	沖縄県 石垣市	字大浜182
	かわはら幼稚園	760111	907-0001	沖縄県 石垣市	字大浜2064
	しらほ幼稚園	760146	907-0242	沖縄県 石垣市	字白保73
	いのだ幼稚園	760154	907-0241	沖縄県 石垣市	字桃里168-56
	あかし幼稚園	760162	907-0332	沖縄県 石垣市	字伊原間249-17
	ひらくぼ幼稚園	760171	907-0331	沖縄県 石垣市	字平久保77
	のそこ幼稚園	760189	907-0333	沖縄県 石垣市	字野底138
	うえはら幼稚園	760341	907-1541	沖縄県 八重山郡 竹富町	字上原383
	はてるま幼稚園	760413	907-1751	沖縄県 八重山郡 竹富町	字波照間8
	よなぐに幼稚園	760511	907-1801	沖縄県 八重山郡 与那国町	字与那国1025
	くぶら幼稚園	760529	907-1801	沖縄県 八重山郡 与那国町	字与那国4022
	ひがわ幼稚園	760537	907-1801	沖縄県 八重山郡 与那国町	字与那国3031

Ⅱ 組 合 員

組合は、職員をもって組織し、職員となった者は、その職員となった日から組合員の資格を取得し、死亡又は退職をしたときはその翌日から組合員の資格を喪失することとされているので、職員の範囲がそのまま組合員の範囲となっている。

制度創設時から、常時勤務に服することを要する地方公務員及びその勤務形態に準ずる者が職員とされてきたが、令和4年10月1日に短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われ、常時勤務に服することを要さない地方公務員であっても、資格取得要件を満たせば短期組合員又は船員短期組合員として資格取得することとなった。

なお、組合員番号については、県費負担職員は県で付番された職員番号を利用し、市町村費負担職員は当支部で付番する。

(法第2条第1項第1号、施行令第2条、運用方針法第2条関係)

※ 法・・・・・・・・・・地方公務員等共済組合法
施 行 令・・・・・・・・・・地方公務員等共済組合法施行令
運 用 方 針 法・・・・・・・・地方公務員等共済組合法運用方針
定 款・・・・・・・・・・公立学校共済組合定款

1 職 員

職員には以下に掲げる者が含まれる。ただし、(2)及び(3)に掲げる者については、2か月を超える期間を定めて使用される者並びに2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれるもの及び当該定めた期間を超えて引き続き使用されるに至ったものに限る。

(1) 常時勤務に服することを要する者（(3)に掲げる者を除く。）。

(2) 常時勤務に服することを要しない者で、次に掲げるもの。ただし、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者である者を除く。

ア 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間により勤務することを要するとされているもの。

イ アに掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、その1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている1週間の勤務時間及び1月間の勤務日数の4分の3以上であるもの。

ウ ア、イに掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、次のいずれにも該当するもの。

(ア) 1週間の所定勤務時間が20時間以上であること。

(イ) 報酬月額（最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、標準報酬の資格取得時決定の例（法第43条第8項及び施行令第22条の規定の例）により算定した額が88,000円以上であること。

(ウ) 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者（※）でないこと。

※「総務省令で定める者」は、健康保険法第3条第1項第9号ハに規定する厚生労働省令で定める者とされており、この厚生労働省令とは、健康保険法施行規則第23条の6の規定のことをいう。

(3) 臨時的任用職員並びに任期付職員及び再任用職員

2 公立学校共済組合の組合員の範囲

- (1) 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員
 - (2) 継続長期組合員
 - (3) 組合役職員
 - (4) 職員引継一般地方独立行政法人である公立大学法人の役職員
 - (5) 職員引継等合併一般地方独立行政法人である公立大学法人の役職員
 - (6) 任意継続組合員
- (法第3条、第140条、第141条、第144条の2、附則第31条、定款第21条、定款附則第6項)

ア 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区等）が設置する新幼保連携型認定こども園に勤務する園長、副園長、教頭、保育教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の職員は、地方公務員等共済組合法第3条第1項第2号に規定する「公立学校の職員」に該当することになり、基本的には公立学校共済組合に加入することになる。（H26.7.8 公官総21の31）

イ 教育委員会任命による市職員である学校用務員又は学校給食調理員は、次に掲げるところの組合の組合員となる。（S46.3.30 公官総32）

- 兼務することの辞令が出されている場合は、当該市の職員が組織する組合に帰属する。
(辞 令) ○○市教育委員会作業員に任命する。

教職員課用務員（又は給食調理員）を命ずる。

兼ねて○○市立小学校用務員（又は○○市立小学校給食調理員）を命ずる。

- 公立学校共済組合に帰属する。
(辞 令) ○○市教育委員会作業員を命ずる。

○○市立小学校用務員（又は○○小学校給食調理員）を命ずる。

ウ 昭和45年行政実例は、辞令で明らかに「兼務」であることが示された場合を例としているが、組合員資格を有する非常勤職員に対して、辞令が発出されていない場合の昭和45年行政実例の取扱いについては、1から3までに掲げるとおりと解される。

なお、1から3までに掲げる解釈は組合員資格を取得した場合の所属組合の取扱いについて整理をするものである。（R4.1.31 事務連絡）

- ・昭和45年行政実例の趣旨から、雇用通知の形式・職種・任命権者を問わず、その者の勤務先・勤務の内容から「公立学校の職員」として雇用されている場合（複数校勤務の場合を含む。）は、公立学校共済組合の職員となり、「市町村教育委員会又は市町村の職員」として雇用されている場合は、市町村職員共済組合の職員となる。

なお、「公立学校の職員」及び「市町村教育委員会又は市町村の職員」の両方として雇用されている場合は、原則として、市町村職員共済組合の職員となる。

- ・上記の職員の種別の判断は、同じ所属所で勤務する常勤職員や常勤的非常勤職員の取扱いとの均衡を考慮した上で、任命権者（市町村教育委員会又は市町村）において行うものとする。

エ 学校給食共同調理場（学校給食センター）が、学校施設の一部として学校に付置されたものでない場合には、当該共同調理場は、都道府県教育委員会の所管に属する教育機関ではないので、その施設に勤務する給食調理員等は、公立学校共済組合の組合員に該当しない。（S39.9.9 公官総637）

3 公立学校共済組合の組合員の種別

組合員種別	任用形態	資格取得要件
一般組合員	①本務職員	なし
	②暫定再任用職員 （フルタイム）	次のいずれかに該当する者。 ア 2か月を超える期間を定めて使用される者。 イ 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者。 ウ 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて引き続き使用されるに至った者。
	③任期付職員	
	④会計年度任用職員 （フルタイム）	
短期組合員	⑤臨時的任用職員	次のいずれかに該当する者。 ア 2か月を超える期間を定めて使用される者。 イ 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者。 ウ 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて引き続き使用されるに至った者。
	⑥会計年度任用職員 （フルタイム） ※上記④を除く	
	⑦会計年度任用職員 （パートタイム）	
	⑧再任用短時間 勤務職員	
船員 一般組合員	上記一般組合員の資格取得要件を満たす者のうち、船員保険法第2条の規定による船員保険の被保険者である者	
船員 短期組合員	上記短期組合員の資格取得要件を満たす者のうち、船員保険法第2条の規定による船員保険の被保険者である者	
継続長期 組合員	法第140条の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員	
任意継続 組合員	法第144条の2第1項の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員	

(注1) 会計年度任用職員(フルタイム)が一般組合員になる場合

会計年度任用職員(フルタイム)は次のアからウの要件を満たした翌月1日から公立学校共済組合の短期組合員から一般組合員に種別変更することとなる。

ア 任用が事実上継続していると認められる。

イ 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月(※1、※2)が、引き続いて12月を超えるに至った。

ウ その超えるに至った日以降、引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされている。

※1 1月間の日数(地方自治法第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日(週休日、祝日、年末年始等、条例で定める地方公共団体の休日)の日数は算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。)以上であるものとする。

※2 勤務日数には、人事院規則15-15第3条及び第4条(労働基準法第39条に準じた年次有給休暇、その他公民権の行使等)の規定に相当する人事委員会規則等の規定により休暇を与えられた時間及び日数を含み、地方自治法第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日(実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。)を含まないものとする。

4 組合員に関する申告書類

(1) 資格取得

ア 対象

(ア) 就職・再就職した場合

- ・初めて当支部の組合員になる方
- ・当支部組合員加入歴があり空白期間（人事発令がない期間をいう。以下同じ。）を挟んで再就職した方
- ※1 臨時的任用職員等だった方が、退職後、1日でも空白期間を挟んで再度任用又は本務職員として採用された場合は、再就職に該当。
- ※2 上記※1に該当する場合であっても、任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立て（任意様式）又はそれに準ずるものを添付する場合は以下に該当。
 - a 臨時的任用職員から本務職員となった方
下記（ウ）種別変更に該当。
 - b 臨時的任用職員（県費）から臨時的任用職員（県費）となった方
P58（3）職員番号変更報告（県費負担臨時的任用職員）に該当。

(イ) 転入した場合（他の共済組合や公立学校共済組合他支部から転入した方）

(ウ) 種別変更（短期組合員から一般組合員、一般組合員から短期組合員となる方）

- ※1 臨任だった方が、退職後、空白期間なく本務職員として採用された場合はこちらに該当。（所属所や職名に変更があった場合でも、任用（採用）期間が引き続いていれば該当。）
- ※2 会計年度（フルタイム）の方は、任用開始時点では短期組合員あるが、一般組合員となる要件を満たした翌月1日に、一般組合員に種別変更となる。（詳細はP62「【参考】Q5 短期組合員（会計年度フルタイム）が一般組合員となる場合」参照。）

(エ) 再任用等に伴う番号変更

（臨時的任用職員（県費）から臨時的任用職員（県費）となった場合を除く）

- ・任用形態の変更があったが、種別（一般、短期）に変更が生じない方。
- 【例】本務職員→暫定再任用職員（フルタイム）、会計年度（ショート）⇔臨任等。

イ 提出書類

事 由		提 出（返 却）す る も の
必須	全対象者	① 組合員申告書（資格取得届） P129-130 ② 辞令（人事異動通知書）の写し （人事異動通知書の交付がない場合は発令通知書の写し） ③ 住民票抄本又は住民票謄本 ④ 個人番号報告書 【短期組合員及び任期付職員、再任用職員の場合】 ⑤ 労働条件通知書等の写し
	(イ) 転入	【公立学校共済組合他支部からの転入者】 ⑥ 異動前の組合員証等（他支部発行の証）の返却

該当する場合	(ウ)種別変更	⑦ 今回の辞令(上記②)の直前の辞令の写し ※前回の任用期間と今回の任用期間が引き続いていることが確認できるもの。 ⑧ 組合員証等(旧組合員番号で発行されたもの)の返却 【退職後、空白期間を挟んで採用・任用された場合】 ⑨ 任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立て(任意様式)又はそれに準ずるもの 【会計年度任用職員(フルタイム)が一般組合員となる場合】 下記ア又はイのいずれか ⑩ ア: 職員調書(P223)、履歴書(任命権者の証明があるもの) イ:これまでの辞令の写し、勤務状況報告書、給与支給調書
	(エ)再任用等に伴う番号変更	⑪ 組合員証等(旧組合員番号で発行されたもの)の返却 ⑫ 今回の辞令(上記②)の直前の辞令の写し ※前回の任用期間と今回の任用期間が引き続いていることが確認できるもの。 【退職後、空白期間を挟んで採用・任用された場合】 ⑬ 任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立て(任意様式)又はそれに準ずるもの

(2) 資格喪失

ア 対象

(ア) 退職した場合（退職後、任意継続に加入する場合を含む。）

※退職した場合のうち、以下のaからcに該当する場合は、退職後も組合員期間が継続するため資格喪失手続き不要。

- a 下記（3）職員番号変更報告（県費負担臨時的任用職員）に該当する場合
- b 退職後、空白期間なく当支部の組合員資格要件を満たす場合
（P56（1）資格取得（ウ）種別変更又は（エ）再任用等に伴う番号変更に該当。）
- c 退職後、空白期間を挟んで当支部の組合員資格要件を満たす方で、任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立て（任意様式）またはそれに準ずるものが任命権者から発行された場合
（P51（1）資格取得（ウ）種別変更又は（エ）再任用等に伴う番号変更に該当。）

(イ) 会計年度任用職員等が雇用条件変更等により資格要件を満たさなくなった場合

(ウ) 転出した場合（他の共済組合や公立学校共済組合他支部へ転出する方。）

イ 提出書類

事 由		提 出（返 却）す る も の
必須	全対象者	① 組合員異動報告書（喪失用） P134 <u>※資格喪失日は退職日等の翌日です。</u> ② 資格確認書等の返却 [資格確認書、組合員証、組合員被扶養者証、限度額 適用認定証、高齢受給者証等のうち交付を受けているもの] ※1 公立学校共済組合他支部への転出者は異動後の 所属へ返却（組合員証及び被扶養者証） ※2 紛失した場合は紛失届（P145）を提出。 【短期組合員】 ③ 短期組合員退職届書 P135

(3) 職員番号変更報告（県費負担臨時的任用職員）

ア 対象

(ア) 臨時的任用職員（県費）が、退職後、空白期間なく臨時的任用職員（県費）として任用された場合。

(イ) 臨時的任用職員（県費）が、退職後、空白期間を挟んで臨時的任用職員（県費）として任用されたが、任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立て（任意様式）またはそれに準ずるものを添付する場合。

イ 提出書類

事 由		提 出（返 却）す る も の
必須	全対象者	① 職員番号変更報告書（県費負担臨時的任用職員） P131 ② 今回の辞令（人事異動通知書）の写し ③ 直前の辞令（人事異動通知書）の写し
該当する場合	(イ) 空白期間を挟んで任用された場合	④ 任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立て（任意様式）又はそれに準ずるもの

(4) 所属所間異動等

ア 対象

(ア) 人事異動があった場合

(イ) 休職を取得した場合又は復職した場合（産前産後休暇、育児休業、介護休業除く。）

（休職とは、地方公務員法第28条第2項及び第3項並びに沖縄県職員の分限に関する条例第2条第1項及び第2項に該当するものをいう。（市町村等が給与を負担する組合員については、各市町村等の条例等による。））

(ウ) 停職の処分を受けた場合

(エ) 外国の地方公共団体の機関等に派遣された場合又は復帰した場合

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項又は第4条の規定により派遣されたとき又は復帰したとき。）

(オ) 公益的法人等へ派遣された場合又は復帰した場合

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項又は第5条の規定により派遣されたとき又は復帰したとき。）

イ 提出書類

事 由		提 出（返 却）す る も の
必須	全対象者	① 組合員異動報告書(所属所間異動等) P133
該当する場合	(イ)休職、復職 (ウ)停職 (エ)海外派遣、復帰 (オ)公益的法人等派遣、復帰	② 辞令(人事異動通知書)の写し

(5) 記載事項変更

ア 対象

(ア) 住所変更（住民票上の住所に変更があった場合）

(イ) 氏名変更等

(ウ) 指定口座変更

イ 提出書類

④：情報連携で省略可能な書類。

事 由		提 出（返 却）す る も の
必須	全対象者	① 記載事項等変更申告書 P146
該当する場合	(ア)住所変更	【国内から国内、国外から国内の住所変更】 ② 住民票抄本または住民票謄本 ④ （転入年月日が記載されているもの） 【国内から国外への住所変更】 ③ 住民票除票 （国外転出年月日が記載されているもの） ④ 海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
	(イ)氏名変更等	⑤ 資格確認書等の返却 ⑥ 戸籍謄本、戸籍抄本、住民票謄本又は住民票抄本 ④

(6) 資格確認書等の(再)交付申請

ア 対象

資格確認書等の紛失又は損傷により再交付が必要なとき、マイナンバーカードを
保険証として利用できない等により資格確認書の交付が必要なとき

イ 提出書類

事 由		提 出 (返 却) す る も の
必須	全対象者	①(再)交付申請書 P144
		【損傷の場合】 ②資格確認書等の返却

(7) 資格確認書等の紛失

ア 対象

資格喪失又は有効期限切れとなった資格確認書等を紛失により返却出来ないとき

イ 提出書類

事 由		提 出 す る も の
必須	全対象者	①紛失届 P145

【参考】

Q 1 本務職員だった方が、退職後、空白期間なく再任用職員となる場合

【例】 3月31日までA学校で本務職員→同年4月1日からB学校で再任用職員

A 1

【パターン1】 再任用短時間勤務職員の場合

(1) 旧所属所から提出する書類

なし。(組合員期間継続となるため、組合員異動報告書(喪失用)の提出不要。)

(2) 新所属所から提出する書類

手続き	提出書類
資格取得	P56 (1) 資格取得 ア 対象 (ウ) 種別変更を参照。

【パターン2】 暫定再任用職員(フルタイム)の場合

(1) 旧所属所から提出する書類

なし。(組合員期間継続となるため、組合員異動報告書(喪失用)の提出不要。)

(2) 新所属所から提出する書類

手続き	提出書類
資格取得	P56 (1) 資格取得 ア 対象 (エ) 再任用等に伴う番号変更を参照。

Q 2 臨時的任用職員だった方が、退職後、空白期間なく本務職員として採用された場合

【例】 3月31日までA学校で臨任→同年4月1日からB学校で本務職員

A 2

(1) 旧所属所から提出する書類

なし。(組合員期間継続となるため、組合員異動報告書(喪失用)の提出不要。)

(2) 新所属所から提出する書類

手続き	提出書類
資格取得	P56 (1) 資格取得 ア 対象 (ウ) 種別変更を参照。

Q 3 臨時的任用職員（県費）だった方が、空白期間なく臨時的任用職員（県費）として任用され、職員番号に変更があった場合。

【例】 3月31日までA学校で臨任（県費）教諭→同年4月1日からA学校で臨任（県費）教諭
3月31日までA学校で臨任（県費）助教諭→同年4月1日からB学校で臨任（県費）教諭

A 3

（1）旧所属所から提出する書類

なし。（組合員期間継続となるため、組合員異動報告書（喪失用）の提出不要。）

（2）新所属所から提出する書類

手続き	提出書類
職員番号 変更報告	P58（3）職員番号変更報告（県費負担臨時的任用職員） ア 対象 （ア）を参照。

Q 4 臨時的任用職員（県費）が、退職後、空白期間を挟んで臨時的任用職員（県費）として任用された場合。

【例】 3月31日までA学校で臨任（県費）教諭→同年4月2日からA学校で臨任（県費）教諭
3月31日までA学校で臨任（県費）助教諭→同年4月2日からB学校で臨任（県費）教諭

A 4

【パターン1】

任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立てがある場合

（1）旧所属所から提出する書類

なし。（組合員期間継続となるため、組合員異動報告書（喪失用）の提出不要。）

（2）新所属所から提出する書類

手続き	提出書類
職員番号 変更報告	P58（3）職員番号変更報告（県費負担臨時的任用職員） ア 対象 （イ）を参照。

【パターン2】

任用期間が事実上引き続くことを証明する任命権者の申立てがない場合

（1）旧所属所から提出する書類

手続き	提出書類
資格喪失	P58（2）資格喪失 ア 対象 （ア）退職した場合を参照。

（2）新所属所から提出する書類

手続き	提出書類
資格取得	P56（1）資格取得 ア 対象 （ア）就職・再就職を参照。

Q 5 短期組合員（会計年度フルタイム）が一般組合員となる場合

会計年度フルタイムは次の①から③の要件を満たした翌月 1 日から公立学校共済組合の短期組合員から一般組合員に種別変更する。

①任用が事実上継続していると認められる。

②常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月（※1、※2）が、引き続いて12月を超えるに至った。

③その超えるに至った日以降、引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている。

※1 18日には、人事院規則15－15第3条及び第4条の規定に相当する人事委員会規則等の規定により休暇を与えられた日を含むものとします。

※2 1月間の日数（地方自治法第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日（週休日、祝日、年末年始等、条例で定める地方公共団体の休日）の日数は算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上であるものとする。

【例】	R6. 4. 3～R7. 3. 31 発令（1回目）	R7. 4. 1～R8. 3. 31 発令（2回目）
	会計年度任用職員 （フルタイム）	会計年度任用職員 （フルタイム）
	短期組合員	一般組合員

種別変更

上記例においてR6. 4月からR7. 3月まで毎月18日以上勤務した日がある場合、一般組合員への種別変更はR7. 4. 1（要件を満たした翌月1日）となる。（R6. 4月について、4月3日からの任用であっても勤務した日が18日以上あれば引き続き12月に含む。）

A 5

手続き	提出書類
資格取得	P56（1）資格取得 ア 対象 （ウ）種別変更を参照。 ※⑨職員調書、履歴書（任命権者の証明があるもの）又は これまでの辞令の写し、勤務状況報告書、給与支給調書を添付。

5 組合員及び被扶養者に係る個人番号の収集について

平成28年1月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まり、公立学校共済組合においても法令に基づき、短期給付（医療保険）等の事務を行う際に、組合員及び被扶養者の個人番号を収集・利用することができることとされている。

（１）個人番号の収集方法

新たに組合員及び被扶養者になられた方の個人番号は、各所属機関又は所属所から個人番号報告書を当支部あて提出することにより収集する。

< 個人番号報告書提出方法の留意点 >

① 取得

個人番号の提供を受ける際には、対面により「番号確認書類」及び「身元確認書類（雇用関係にある等により、本人であることが明らかな場合は省略可。）」を提示させて「本人確認」を行う。なお、被扶養者の個人番号の提供を受ける際は、組合員本人が本人確認を行うため、書類の提示は不要。

※ 番号確認書類（対面により確認の場合は、次のいずれか1つの書類を提示でよい。）

(1)個人番号カード(裏面) (2)通知カード (3)個人番号が記載された住民票(写し)又は住民票記載事項証明書

ア 組合員から郵送により個人番号の提供を受ける際は、所属所又は所属機関の事務取扱担当者宛て郵送することとし、他者の目に触れないようにすること。

イ 組合員等から個人番号の変更の申し出があった場合は、再度「個人番号報告書」を配付し収集すること。

ウ 組合員から個人番号の提供が受けられない場合は、法令で定められた義務であることを説明し、提供を求めること。それでも提供を受けられない場合は、提供を求めた年月日、経緯、方法及び内容等を記録し、所属で保管すること。（任意様式）
なお、支部より提供を求めた記録の写しの提出を求めることがある。

② 保管・廃棄

ア 個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）が記載されている書類は、支部へ書類提出までの間、施錠できるキャビネット・書庫等に保管すること。

イ 支部への書類提出後は、特定個人情報を内容に含む書類の写しを保管しないこと。

ウ 組合員から提出された「個人番号報告書」等を取得保存、廃棄又は提出した場合は、県及び各市町村教育委員会が規定する取扱記録簿に記載し、適切に管理すること。

③ 提出

個人番号が記載された書類を郵送する場合は、追跡可能な移送手段を利用すること。

（２）情報連携について

平成30年7月から短期給付（医療保険）に係る事務において、個人番号を利用した情報連携が始まった。地方公共団体や他の医療保険者は、当共済組合の組合員や被扶養者の資格情報や一部の給付情報等を照会できることとなり、地方公共団体等の窓口での医療保険資格の確認手続きが省略されること等が期待されている。

また、高額療養費等の給付手続きに必要な所得区分の確認等、当共済組合への事務手続きに係る添付書類の省略が可能となった。

当支部における情報連携の利用方法

下記、一覧掲載の様式を使用する申告又は請求手続きにおいて情報連携の利用に係る必要事項（下記一覧の備考参照）を記入し、所得証明書の添付省略を希望する場合のみ別途、同意書（P195）を添付すること。

【留意事項】

- ・情報連携の対象は当支部の組合員及び認定対象者（新規除く）のみ。
- ・照会結果を得るまでに通常の処理期間に加えて1週間程度の時間を要する。
- ・情報連携を行っても十分な内容確認ができない場合は、紙媒体での書類提出を求める。

< 省略可能書類一覧 >

様式	省略可能な添付書類 (組合員、新規除く認定対象者のみ)	備考
被扶養者申告書（P136-137） 認定申告・取消申告	・戸籍謄本又は抄本の写し	同意書必須 (同意書選択欄：上から3つ目)
	・所得証明書 (市町村民税課税証明書)	同意書必須 (同意書選択欄：上から3つ目)
	・公的年金の年金額改定通知書又は年金額決定通知書の写し	様式に年金支給機関名を記入。
	・雇用保険受給資格者証	ハローワークで手続済の内容のみ情報連携可能。
	・特別障害給付金額等を示す書類	
	・被扶養者に係る年金生活者支援給付金額等を示す書類	
被扶養者申告書（P136-137） 取消申告	・新しい就職先の健康保者情報の写し	様式に就職先の保険者名を記入。
	・住民票の写し	様式に事実発生日時点の居住市町村名を記入。
記載事項等変更申告書（P146-147）	・住民票の写し	・様式に事実発生日時点の居住市町村名記入必須
出産費（同附加金） 請求書 家族出産費（同附加金） （P154）	・出産育児一時金等の受給権放棄が確認できる書類（出産育児一時金（出産費）受給権放棄申出書等）	・様式へ従前加入していた保険者名記入必須
-	・所得証明書 (市町村民税課税証明書)	・70歳未満の「低所得者」並びに70歳以上の「低所得者Ⅰ」及び「低所得者Ⅱ」の判定、70歳以上組合員現役並所得(3割負担)の判定は、同意書のみ (同意書選択欄：上から1つ目、5つ目)
傷病手当金（同附加金） 請求書（P166-167）	・公的年金の年金額改定通知書又は年金額決定通知書の写し	-
入院時食事療養費等差額 請求書 入院時生活療養費等差額 （P199）	・所得証明書 (市町村民税課税証明書)	・同意書必須 (食事療養費の同意書選択欄：上から6つ目) (生活療養費の同意書選択欄：上から7つ目)
高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（P208-209）	・所得証明書（市町村民税課税証明書） ・自己負担額証明書	・同意書必須 (同意書選択欄：上から2つ目)
高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（P210-211）	・自己負担額証明書	-
限度額適用・標準負担額減額認定申請書（P152）	・所得証明書 (市町村民税課税証明書)	・同意書必須 (同意書選択欄：上から8つ目)

④：情報連携で省略可能な書類。

Ⅲ 被 扶 養 者

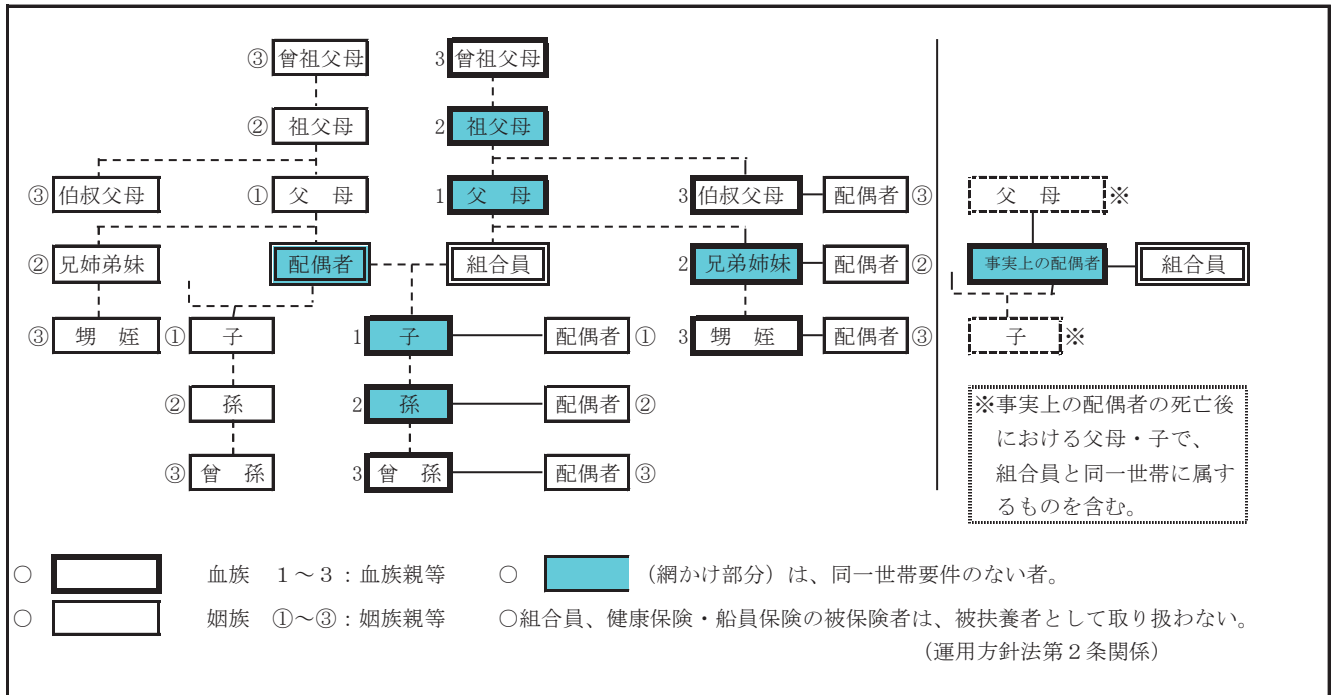
1 被扶養者の要件

被扶養者とは、次の（１）、（２）及び（３）に掲げる要件に該当する者でなければならない。

（法第２条第１項第２項施行令第３条）

（１）身分関係

組合員との身分関係が下図の範囲にあること。



※ 75歳以上の後期高齢被保険者または65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療制度へ加入している方は認定対象外。

（２）生計維持関係

主として組合員の収入により生計を維持すること。

次に掲げる者は、該当しないこととされている。

（運用方針法 第２条関係）

- ① その者について、当該組合員以外の者が一般職給与法第11条第１項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- ② 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- ③ 年額130万円（次のいずれかに該当する場合は、年額180万）以上の所得がある者
 - ・ 公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者。
 - ・ 60歳以上の者。

(3) 国内居住要件

日本国内に住民票があること。ただし、住民票が国内にあっても、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は国内居住要件を満たさないものとする。

日本国内に住民票がなくても次に掲げる者は、例外的に国内居住要件に該当する。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する組合員に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

2 留意事項

(1) 所得に関する基本的事項

所得は、所得税法上の所得ではなく、被扶養者として認定しようとする者の年間における恒常的な収入の総額（支給総額）である。 (S43. 8. 12 公官総62)

給与所得（アルバイト、パート等を含む）、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、公的年金（遺族年金、障害年金を含む）、恩給、雇用保険、傷病手当金等が含まれる。

- ① 不動産売却や退職金等の一時的な所得は恒常的な所得とはいえない。
- ② 生命保険契約等に基づく個人年金及び貯蓄型の個人年金は、運用方針に定める「所得」に該当する。
- ③ 雇用保険の基本手当の日額が認定基準日額3,612円（130万円÷360日）を上回った場合は、基本手当の給付日数に拘わらず、被扶養者として認定できない。
※公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は認定基準日額5,000円（180万円÷360日）。

(2) 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について (R3.4.30 保保発0430号第2号)

- 1 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。
 - (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。
 - (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
 - (3) 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という。）の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできない。
 - (4) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。

当該通知には、認定しなかった理由（年間収入の見込み額等）、加入者の標準報酬月額、届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて次に届出を行う保険者等に提出する。
 - (5) (4)により他保険者等が発出した不認定に係る通知とともに届出を受けた保険者等は、当該通知に基づいて届出を審査することとし、他保険者等の決定につき疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。）に、不認定に係る通知を発出した他保険者等と、いずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにした上で協議する。

この協議が整わない場合には、初めに届出を受理した保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とする。

標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。なお、標準報酬月額に遡及訂正があった結果、上記決定が覆る場合は、遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改める。
 - (6) 夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、保険者判断として差し支えない。
- 2 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。
 - (1) 被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。
 - (2) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。当該通知には、認定しなかった理由（年間収入の見込み額等）、届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて国民健康保険の保険者に提出する。
 - (3) 被扶養者として認定されないことにつき国民健康保険の保険者に疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。）に、不認定に係る通知を発出した被用者保険の保険者等と協議する。

この協議が整わない場合には、直近の課税（非課税）証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者とする。

3 主として生計を維持する者が健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の2に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし、新たに誕生した子については、改めて上記1又は2の認定手続きを行うこととする。

4 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。

【被扶養者不認定結果通知書】

別添

保 険 者 番 号							
3	4	4	7	0	0	1	3

令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

公立学校共済組合沖縄支部長

被扶養者不認定結果通知書

下記の認定申告者について、不認定と決定しましたので通知します。

組 合 員	組 合 員 等 記 号 ・ 番 号	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	標 準 報 酬 月 額	
認 定 申 告 者 1	氏 名	
	生 年 月 日	
	組 合 員 と の 続 柄	
認 定 申 告 者 2	氏 名	
	生 年 月 日	
	組 合 員 と の 続 柄	
認 定 申 告 者 3	氏 名	
	生 年 月 日	
	組 合 員 と の 続 柄	
届 出 日		
被扶養者として認定できない理由		

担 当 : 給付・年金班 〇〇

TEL : 098-866-2720

(3) 別居している父母等を被扶養者として認定する場合の取扱いについて

被扶養者として認定を受けようとする者（以下「認定対象者」という。）の収入額（年金等認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計金額をいう。）に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であること。

なお、組合員が当該組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれかも上回っていること。

(H14. 6. 12 公本保190の19)

(4) 短期間雇用者等の取扱い

① 雇用が短期間（3月以下の期間）の者の取扱い

雇用期間が短期間（3月以下の期間）であることが当初から明らかであるアルバイト等は、月収108,334円（130万円÷12月）以上であっても、130万円を超えるまでの間は認定できる。

※公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は認定基準月額15万円、認定基準年額180万円。

② 月額所得が変動する者の取扱い

月額所得が変動する場合において、認定基準月額を上回らないことが恒常的と見込まれるとき、一時的に基準月額を上回っても、基準年額を超えるまでの間は認定できる。

Q 1 組合員の子が大学を卒業し、4月10日から非常勤講師として学校に勤務していたことが明らかとなった。

各月の収入は次のとおりであるが、被扶養者として引き続き認定できるか。遡って取り消すとしたらいつの時点で取り消すのか。

（非常勤講師の契約期間は1年間であり、時間給で契約しており、給料は当月の25日に支払われる。）

4月	113,592円
5月	122,498円
6月	142,143円
7月	87,881円

A 1 4月、5月、6月の3か月連続で、認定基準月額である108,334円を超えた収入を得ているので、年額130万円を超える見込みがたったとして、6月の給与支給日の翌日である6月26日をもって取り消しになる。

なお、再認定については、恒常的に認定基準月額を超えない実績（本例題の場合は3か月連続で認定基準月額108,334円を超えないこと）が必要となる。

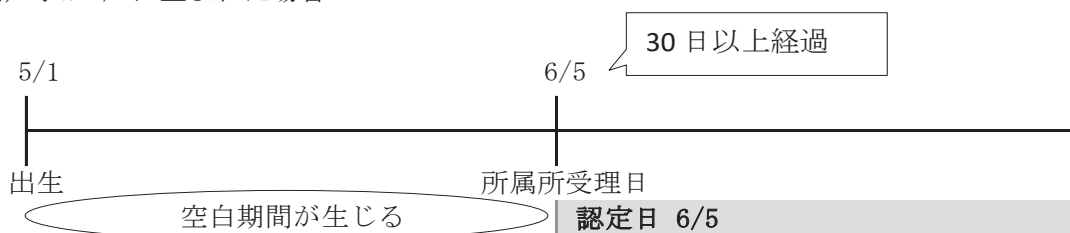
Q 2 通勤手当は、所得に含めて扱ってよいのか。

A 2 通勤手当は所得に含める。

(5) 認定日等の取扱い

- ① 被扶養者申告書の届出を受けた日（所属所長が当該申告書を受理した日）が扶養事実の生じた日から30日以内であるときは、扶養事実の生じた日が認定日となる。

(例) 子が5/1に生まれた場合



3 国民年金第3号被保険者に係る届出事務

(1) 届出の共济組合経由等

一般組合員の被扶養配偶者である第3号被保険者に関する届出は、当支部を経由して、年金機構へ届出することとされている。

また、短期組合員の被扶養配偶者である第3号被保険者に関する届出は、厚生年金の適用事業所を経由して、年金機構へ届出することとなるが、様式下部の「医療保険者記入欄」については当支部が記入する必要がある。

この届出を怠ると将来の年金受給額が少なくなってしまうおそれがあるため、届出事由が発生した際は、速やかに手続を行うこと。

年金の被保険者の分類等

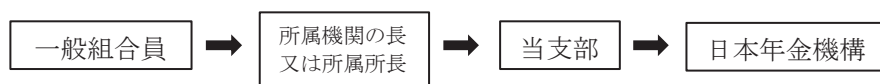
被保険者区分	加入者等	年金の種類
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の農業従事者・自営業・学生等	国民年金
第2号被保険者	公務員・会社員等サラリーマン	厚生年金
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満	国民年金

(2) 届出の範囲

届出範囲	届出事由
資格取得	被扶養配偶者が20歳になったとき
種別変更	婚姻、離職、海外居住の方が海外特例要件の該当等により被扶養者となったとき
種別確認	既に第3号となっている被扶養者がいる組合員が、資格取得又は他の共济組合から転入したとき
住所変更	住民票上の住所とは別の居所に、日本年金機構からの通知等の郵送を希望するとき
非該当	離婚、収入超過(就職先で厚生年金加入の場合を除く)、海外居住の方が海外特例要件の非該当により被扶養者に該当しなくなったとき
海外特例要件該当	既に第3号となっている被扶養配偶者が、海外特例要件に該当したとき ※被扶養配偶者の住民票除票(コピー可)を添付
海外特例要件非該当	既に第3号となっている海外特例要件に該当する被扶養配偶者が国内に転居したとき ※被扶養配偶者の住民票抄本または住民票謄本(コピー可)添付

(3) 届出の流れ

【一般組合員】



【短期組合員】



※短期組合員の国民年金第3号被保険者に係る届出事務は厚生年金の適用事業所が行うが、この場合においても様式下部の「医療保険者記入欄」については当支部が記入する必要があるため、当支部に様式を提出。

なお、その際には必ず様式上部の「提出者情報欄」に厚生年金の適用事業所に係る内容を記入すること。当支部が必要事項を記入のうえ、「提出者情報欄」記載の事業所に送付する。

Ⅳ 被扶養者の認定・継続認定・取消に関する書類

組合員は、地方公務員等共済組合法第55条に基づき、当該事由が発生してから5日以内に被扶養者認定・取消申告書および証明書類を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

なお、組合員が資格取得事由「95 種別変更」又は「99 再任用等に伴う番号変更」により資格取得する場合において、被扶養者の認定区分に変更がない場合は被扶養者申告書の提出は不要。

1 被扶養者認定について

被扶養者の認定事務の方法については、「普通認定」と「特別認定」の2つになる。

(1) 普通認定（給与条例上の扶養親族として認定されている者。）

提出書類	
必須	(あ) 被扶養者申告書 P136-137
	(い) 扶養手当認定簿、扶養親族届（所属所受付済）又は扶養手当支給証明書の写し ※ 他共済からの転入者は上記書類に代わり前組合の被扶養者証の写し、資格確認書の写し（有効期限内）、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの又は資格喪失証明書でも可。
	(う) 認定対象者の住民票抄本又は住民票謄本
	(え) 個人番号報告書 P221 ※ 認定区分の切替（特別認定→普通認定）の場合は提出不要
該当する場合	【認定事由が「退職」等の場合】 (お) 前保険者発行（国保及び当支部除く）の資格喪失証明書
	【重度心身障害者を扶養の場合】 (か) 戸籍（抄本又は謄本）及び住民票謄本
	【海外居住者又は国内に住民票がない場合】 (き) 国内に生活基礎があることを証明する書類 ※4
	【組合員の配偶者（20歳以上60歳未満）を扶養の場合】 (く) 国民年金第3号被保険者関係届 P212-213、記入例 P214～218 ※認定区分の切替（特別認定→普通認定）の場合は提出不要。

その他、理由により別途、書類を求める場合があります。

(2) 特別認定（給与条例上の扶養親族として認定されていない者。）

④:組合員及び認定対象（新規除く）のみ

提出書類	
必須	(あ) 被扶養者申告書 P136-137
	(い) 扶養事実申立書 P138
	(う) 戸籍謄本④ ※法改正のため戸籍の改正が行われており、内容が省略されている場合は、最新の戸籍謄本と併せて改正原戸籍(改正前の古い戸籍)も添付。
	(え) 認定対象者の所得証明書・・・中学生以下で所得がない者は省略可 ④（同意書必須）
	【認定対象者が配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の場合】 (お) 認定対象者の住民票抄本又は住民票謄本 (個人番号記載なし。)
	【認定対象者が配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の場合】 (か) 認定対象者の属する世帯の住民票謄本 (個人番号記載なし。続柄記載必須。)
該当する場合	(き) 個人番号報告書 P221 ※ 認定区分の切替（普通認定→特別認定）の場合は提出不要
	【組合員以外に扶養義務者がいる場合】 (く) 扶養に関する協議書 P139 …… ※1 (協議日は事実発生年月日とすること。)
	(け) 組合員及び組合員以外の扶養義務者の所得証明書 ④（同意書必須） ※組合員以外の扶養義務者が公立学校共済組合の組合員又は被扶養者である場合は収入比較不要のため省略可。（下記（け）から（そ）についても省略可。）
	【給与収入等があったが退職し現在は給与収入がない場合】 (こ) 退職を明らかにする書類 ※2

提出書類	
該当する場合	【給与収入がある場合】 (さ) 給与支払証明書 P141 ※組合員及び扶養義務者は、所得証明書記載内容と現状に大幅な変更がある場合提出。
	【事業所得又は不動産所得等がある場合】 (し) 確定申告書及び収支内訳書（税務署への提出日又は電子申告受付日が確認できるもの）
	【年金収入、年金生活者支援給付金がある場合】 (す) 年金額、給付金の額を明らかにする書類 （最新の年金額が確認できる年金証書や年金改定通知書等の写し） ※3 (情)
	【株等（不動産を除く）の譲渡収入があり、確定申告により所得税を納めている場合】 (せ) 株式に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
	【株等（不動産を除く）の譲渡収入があり、特定口座による源泉徴収により所得税を納めている場合】 (そ) 特定口座年間取引報告書(年初に各証券会社等から発行されたもの)
	【傷病手当金を受給している場合】 (た) 傷病手当金の受給額が確認できる書類
	【組合員と認定対象者（子・配偶者除く）が別居の場合】 (ち) 送金証明書 P142
	【海外居住者又は国内に住民票がない場合】 (つ) 国内に生活基礎があることを証明する書類 ※4
	【普通認定から特別認定へ切替の場合】 (て) 扶養手当認定簿の写し…扶養手当が自動喪失になる者（22歳到達、再任用者）は除く ※扶養手当喪失の事実発生日又は認定継続が確認できるもの
	【組合員の配偶者（20歳以上60歳未満）を扶養の場合】 (と) 国民年金第3号被保険者関係届 P212-213、記入例 P214-218 ※認定区分の切替（普通認定→特別認定）の場合は提出不要。

※1

認定対象者	組合員以外の扶養義務者となる主な人
配偶者	無
子	認定対象者の父母、認定対象者の養父母、子の配偶者
父母	認定対象者の配偶者、認定対象者の子
養父母	認定対象者の配偶者、組合員の配偶者
兄弟姉妹	認定対象者の父母、認定対象者の兄弟姉妹、認定対象者の配偶者

※2 退職を明らかにする書類について

(ケース1) 雇用保険に加入していない→退職証明書兼雇用保険未加入証明書 (P140) (ケース2) 雇用保険に加入しており、雇用保険法による失業給付を 受けない→雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し (ハローワーク発行) (情) 受ける →雇用保険受給資格者証の写し (ハローワーク発行) (ケース3) 公務員が退職した場合→退職辞令の写し

※3 年金（公的年金(情)、企業年金、生命保険契約に基づく個人年金及び積立年金、沖教済年金）を受給している(する)場合に必要。 情報連携で取得可能な年金情報は公的年金のみ。
 所得証明書に記載のない年金収入（障害年金、遺族年金、新規決定の年金（決定時期による））について提出を失念しないよう注意。

(例) 沖教済の年金について ① 年金タイプで受け取り → 収入に含める。 ② 一時金として受け取り → 収入に含めない。

※4

例外該当事由	添付書類
①外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

※①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者については個別に判断する。外国語の書類については翻訳者の署名必須。

(3) 継続認定

認定区分が変更となる場合は被扶養者申告書の提出が必要となる。

ア 普通認定から特別認定へ切り替え

普通認定の被扶養者について、扶養手当喪失となったが健康保険の被扶養者として継続認定したい場合。（健康保険の被扶養者要件を満たしている必要がある。）

- 【例】・暫定再任用職員（フルタイム）1年目の組合員で扶養手当喪失となった場合
・満22歳の年度末を迎え扶養手当喪失となった場合

提出書類
P72「(2) 特別認定」の提出書類。

イ 特別認定から普通認定へ切り替え

特別認定の被扶養者について、扶養手当が認定された場合。

提出書類
P72「(1) 普通認定」の提出書類。

※認定区分（普通／特別）の切替を行う際、事実発生年月日は扶養手当の取消又は認定の事実発生年月日とすること。

※被扶養配偶者について認定区分の変更がある場合、国民年金第3号被保険者関係届の再提出は不要。ただし、認定区分変更前より未提出の場合は、速やかに手続きを行うこと。

2 被扶養者取消について

認定対象者が、以下の要件に該当する場合は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、取消日以後に給付（診療等）を受けているときは、当組合負担分の給付相当額や医療費を返還しなければならないので、手続きを遅滞なく行うこと。

提出（返却）するもの	
必須	(あ) 被扶養者申告書 P136-137
	(い) 組合員被扶養者証及び資格確認書・・・紛失等で返却不能の場合は「紛失届」 P139 (限度額適用認定証、高齢受給者証等も同様)
	【普通認定の場合】 (う) 扶養手当認定簿又は扶養親族届（所属所受付済）の写し ※退職時に扶養手当が自動喪失となり、その後の任用・採用時に扶養手当を申請しない場合は、扶養手当認定簿の添付は不要。
	【特別認定の場合】 (え) 取消に関する申立書 P143
	【組合員の配偶者(20歳以上60歳未満)の取消の場合】 (お) 国民年金第3号被保険者関係届 P212-213 ※ 取消事由が、離婚、収入超過（厚生年金加入を除く）のとき等

事由		添付書類	取消日
該当する場合	1 就職	(か) 事業主の就職証明書又は資格確認書等の写し (情)	就職日
	2 収入超過	① 【就業当初より月額108,334円以上の収入を得たとき(予測含む)】 (き) 雇用契約書の写し、労働条件通知等	就業日
		② 【就業中に3か月連続で月額108,334円以上の収入を得たとき】 (公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は月額15万円以上) (く) 給与支払証明書 P141	3 か月目 給与支給日の翌日
		③ 【月額3,612円以上の雇用保険を受給したとき】 (情) (公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は月額5,000円以上) (け) 雇用保険受給資格者証第1、3面の写し（ハローワーク発行）	認定(支給)期間の初日
		④ 【確定申告により事業収入等と他の所得の合計所得額が130万円以上と判明したとき】 (こ) 確定申告書及び収支内訳書の写し	税務署への提出日 又は電子申告受付日
		⑤ 【年金の決定・改定等により年金収入と他の所得の合計所得額が130万円以上と判明したとき】 (公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円以上) (さ) 年金証書、年金額改定通知書等 (情)	通知受領日
		⑥ 【株等の譲渡収入（譲渡価額 - 取得価額）と他の所得の合計所得額が年間130万円以上と判明したとき】 (し) 年間の取引結果がわかる書類	確定申告日又は特定口座年間取引報告書の受領日
	3 婚姻	(す) 戸籍謄本の写 (情)、婚姻受理証明書の写し等	婚姻日
	4 離婚	(せ) 戸籍謄本の写 (情)	離婚の届出日の翌日
	5 死亡	(そ) 死亡届又は埋火葬許可証の写し（市町村発行）	死亡日の翌日

事由		添 付 書 類	取 消 日
該当する場合	6 別居	【同居要件のある親族（配偶者の父母等）が組合員と別居したとき】 （た）住民票の写し (情)	別居した日
	7 国外居住	【国内居住要件の例外に該当しなくなったとき】 （ち）該当しなくなったことが確認できる書類	該当しなくなった日

- ※ 75歳到達により後期高齢者被保険者となったときは、75歳の誕生日当日で取消となる。
 （65歳以上75歳未満で寝たきり等の障害認定を受け、後期高齢者医療制度へ加入する場合は、加入日）
 … 被扶養者申告、添付書類等は不要。資格確認書等の返却のみ。

3 事業所得等に関する認定基準一覧表

事業所得		不動産所得		農業所得	
売上原価	○	給料賃金	○	雇入費	○
給料賃金	○	減価償却費	×	小作料・賃借料	○
外注工賃	○	貸倒金	×	減価償却費	×
減価償却費	×	地代家賃	○	貸倒金	×
貸倒金	×	借入金利子	×	利子割引料	×
地代家賃	○	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	損害保険料	×	種苗費	○
租税公課	×	修繕費	○	素畜費	○
荷造運賃	○	雑費	△	肥料費	○
水道光熱費	○			飼育費	○
旅費交通費	△			農具費	○
通信費	○			農薬衛生費	○
広告宣伝費	△			諸材料費	○
接待交際費	×			修繕費	○
損害保険料	×			動力光熱費	○
修繕費	○			作業用衣料費	○
消耗品費	○			農業共済掛金	×
福利厚生費	×			荷造運賃手数料	○
雑費	△			土地改良費	○
				雑費	△
				農産物以外の棚卸高	×

- ・ 売上原価の中で、「仕入金額」のみ控除可能。
- ・ 給料賃金、地代家賃、小作料・賃借料は、同一生計、生計維持関係者は控除不可。
- ・ 旅費交通費、広告宣伝費、雑費は内容により判断するため、詳細を求める場合があります。

(3) 資格確認書等の紛失

ア 対象

資格喪失時又は証の有効期限が切れた時に、紛失により返却出来ないとき

イ 提出書類

事 由		提 出 す る も の	
紛失	全対象者	①紛失届	P145

5 被扶養者の認定状況の確認（検認）

地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づき、被扶養者の認定状況の確認（検認）を毎年7月1日を基準日とし、実施する。

なお、検認を受けていない組合員被扶養者証等は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第4項の規定により、無効とする。

検認は、被扶養者を有する組合員全員を対象とする。

ただし、以下の場合については検認の対象外となる。

- ① 当該年度の4月1日以降新たに認定を受けた被扶養者
- ② 同居要件を要しない普通認定の被扶養者

※ 別居者を扶養している場合、生計維持の確認のため「送金の事実が確認できる書類」が必須となる。必ず、次の銀行の振込明細や現金書留の控え、ATMのご利用明細等の証明を保管しておくこと。（認定対象者が組合員の子と配偶者の場合は除く）

【送金額が毎月定額の場合】

当該年度4月から6月までの3か月分

【送金時期が毎月定額ではない又は1回の送金額が変動の場合】

前年度7月から当該年度6月までの全ての送金分

また、送金については手渡しを一切認めておりません。必ず組合員名義で送金を行い、受取人も該当の被扶養者本人名義でなければなりません。

V 資格確認書・資格情報のお知らせ等

1 資格情報のお知らせ（資格情報通知書）

（1）資格情報のお知らせの交付

組合員の資格を取得した者、組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合等には、組合員申告書、被扶養者申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出し、資格情報のお知らせの交付を受ける。ただし、後期高齢者医療の被保険者である組合員については、組合員申告書を提出し、資格情報のお知らせの交付は行わない。

（2）資格情報のお知らせの記載事項の訂正

組合員は、その氏名に変更があったときは、記載事項等変更申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

（3）資格情報のお知らせの再交付

組合員は、資格情報のお知らせを亡失し、又は著しく損傷したときは、（再）交付申請書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出し、再交付を受けることができる。

ただし、マイナポータルで資格情報を確認できる場合は、再交付は行わない。

2 資格確認書

（1）資格確認書の交付

新たに組合員の資格を取得した者、組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者がオンライン資格確認を受けることができないとき、組合員申告書、被扶養者申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出し、資格確認書の交付を受ける。

（2）資格確認書の記載事項の訂正等

資格確認書の交付を受けている組合員等の氏名に変更があったときは、遅滞なく資格確認書を添え、記載事項等変更申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

（3）資格確認書の再交付

ア 組合員は、資格確認書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく資格確認書を添え（亡失の場合を除く。）、（再）交付申請書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

イ 組合員は、資格確認書の再交付を受けた後において、亡失した資格確認書を発見したときは、遅滞なく、これを所属機関の長又は所属所長を経て支部長に返納しなければならない。

（4）資格確認書の返納

ア 組合員は、その資格を喪失したとき、死亡したときは、遅滞なく資格確認書を添え、組合員異動報告書（喪失用）を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

イ 組合員が後期高齢者医療の被保険者等となったときは、遅滞なく資格確認書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に返納しなければならない。

ウ 被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、被扶養者申告書に資格確認書を添え、遅滞なく所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至った場合は、被扶養者申告書の提出は不要である（資格確認書のみ返却）。

3 高齢受給者証

(1) 高齢受給者証の交付

70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する組合員等であって、負担割合が記載されていない資格確認書を交付されているものは、高齢受給者証の交付を受ける。その場合の発行年月日欄には70歳に達する日の属する月の翌月の初日を記載することとし、有効期限欄には75歳に至った日（75歳の誕生日の前日）を記載する。

（任意継続組合員の場合は、任意継続組合員の資格喪失日の前日か75歳の誕生日の前日のいずれか早く到来する日）

(2) 高齢受給者証の記載事項の訂正等

高齢受給者証の記載事項の訂正、再交付の取扱いは、資格確認書の場合と同様である。

(3) 高齢受給者証の返納

イ 高齢受給者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

- ①組合員の資格を喪失したとき
- ②継続長期組合員の資格を取得したとき
- ③被扶養者の要件を欠くに至ったとき
- ④高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき
- ⑤組合員又はその被扶養者が後期高齢者医療の被保険者等となったとき
- ⑥高齢受給者証の有効期限に至ったとき

ロ 高齢受給者証の交付を受けている組合員が、その資格を喪失したとき等の高齢受給者証の返納に関する手続きは、資格確認書の場合と同様である。

4 限度額適用認定証

(1) 限度額適用認定証の交付

イ 70歳に達する日の属する月以前に療養を受けようとする者で、高額療養費の支払の特例（いわゆる現物給付化）の適用を受けるために組合の認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、限度額適用認定申請書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

ロ 支部長は、提出された申請書類に基づき認定を行ったときは、認定を受けた者が組合員等に係る資格確認書の交付を受けている者へは限度額適用認定証を作成し、有効期限を定め、所属機関の長又は所属所長を経て組合員に交付する。

(2) 限度額適用認定証の記載事項の訂正等

限度額適用認定証の記載事項の訂正、再交付及び支部の異動に関する手続き並びに検認、更新及び整理簿の取扱いは、資格確認書の場合と同様である。

(3) 限度額適用認定証の返納

イ 認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく限度額適用認定証を返納しなければならない。

- ①組合員の資格を喪失したとき
- ②継続長期組合員の資格を取得したとき

- ③被扶養者の要件を欠くに至ったとき
- ④当該認定を受けた者が施行令第23条の3の4第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当しなくなったとき
- ⑤組合員又はその被扶養者が後期高齢者医療の被保険者等となったとき
- ⑥限度額適用認定証の有効期限に至ったとき

5 限度額適用・標準負担額減額認定証

(1) 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

イ 市町村民税非課税者又は生活保護法の規定による要保護者である組合員又はその被扶養者であって、その入院療養等についての高額療養費に係る自己負担限度額の特例の適用を受けるために組合の認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、限度額適用・標準負担額減額認定申請書に施行令第23条の3の4第1項第5号又は第3項第3号若しくは第4号に該当することを証する書類を添えて所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

ロ 支部長は、提出された申請書類に基づき認定を行ったときは、資格確認書の交付を受けている者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証を作成の上、有効期限を定め、所属機関の長又は所属所長を経て組合員に交付する。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証の記載事項の訂正等

限度額適用・標準負担額減額認定証の記載事項の訂正、再交付及び支部の異動に関する手続並びに検認、更新及び整理簿の取扱いは、資格確認書の場合と同様である。

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証の返納

認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく限度額適用・標準負担額減額認定証を返納しなければならない。

- ①組合員の資格を喪失したとき
- ②継続長期組合員の資格を取得したとき
- ③被扶養者の要件を欠くに至ったとき
- ④当該認定を受けた者が施行令第23条の3の4第1項第5号又は第3項第3号若しくは第4号に該当しなくなったとき
- ⑤組合員又は当該認定を受けた者が後期高齢者医療の被保険者等となったとき
- ⑥限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限に至ったとき

6 特定疾病療養受療証

(1) 特定疾病療養受療証の交付

イ 特定疾病（慢性腎不全等をいう。）に係る療養を受けている者で、高額療養費に係る自己負担限度額の特例の適用を受けるために組合の認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、特定疾病療養認定申請書に特定疾病にかかっていることを証明する医師の意見等を添えて所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

ロ 支部長は、提出された申請書類に基づき認定を行ったときは、資格確認書の交付を受けている者に対し、特定疾病療養受療証を作成の上、所属機関の長又は所属所長を経て組合員に交付する。

(2) 特定疾病療養受療証の記載事項の訂正等

特定疾病療養受療証の記載事項の訂正及び再交付の取扱いは、資格確認書の場合と同様である。

(3) 特定疾病療養受療証の返納

特定疾病療養受療証の交付を受けている組合員が、その資格を喪失したとき等の特定疾病療養受療証の返納に関する手続きは、資格確認書の場合と同様である。

7 組合員証（参考）

(1) 組合員証の交付

組合員の資格を取得した者は、組合員申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出し、組合員証の交付を受ける。ただし、後期高齢者医療の被保険者である組合員については、組合員申告書を提出し、組合員証の交付は行わない。

(2) 組合員証の記載事項の訂正

組合員は、その氏名に変更があったときは、遅滞なく組合員証を添え、記載事項等変更申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

(3) 組合員証の再交付

ア 組合員は、組合員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく組合員証を添え（亡失の場合を除く。）、再交付申請書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

イ 組合員は、組合員証の再交付を受けた後において、亡失した組合員証を発見したときは、遅滞なく、これを所属機関の長又は所属所長を経て支部長に返納しなければならない。

(4) 組合員証の返納

ア 組合員は、その資格を喪失したとき、死亡したときは、遅滞なく組合員証を添え、組合員異動報告書（喪失用）を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

イ 組合員が後期高齢者医療の被保険者等となったときは、遅滞なく組合員証を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に返納しなければならない。

8 組合員被扶養者証（参考）

(1) 組合員被扶養者証の交付

組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合等には、被扶養者申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出し、組合員被扶養者証の交付を受ける。

(2) 組合員被扶養者証の記載事項の訂正等

組合員は、被扶養者の氏名に変更があったときは、遅滞なく組合員被扶養者証を添え、記載事項等変更申告書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。

なお、組合員被扶養者証の再交付に関する手続きの取扱いは、組合員証の場合と同様である。

(3) 組合員被扶養者証の返納

被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、被扶養者申告書に組合員被扶養者証を添え、遅滞なく所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出する。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至った場合は、被扶養者申告

書の提出は不要である（組合員被扶養者証のみ返却）。

9 任意継続組合員証等（参考）

（1）任意継続組合員証の交付

任意継続組合員となることを希望する者は、任意継続組合員申出書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出し、任意継続組合員証の交付を受ける。この場合において、その者に被扶養者があるときは、同時に任意継続組合員被扶養者証の交付を受ける。

（2）任意継続組合員証の記載事項の訂正等

任意継続組合員証の記載事項の訂正、再交付及び返納に関する手続きの取扱いは、組合員証の場合と同様である。

10 船員組合員証等（参考）

（1）船員組合員証等の交付

船員組合員の資格を取得した者は、船員組合員資格取得届書を所属機関の長又は所属所長を経て支部長に提出し、船員組合員証の交付を受ける。この場合において、その者に被扶養者があるときは、船員被扶養者証の交付を受ける。

（2）船員組合員証等の記載事項の訂正等

VI 短期給付種類別一覧表

	対象	種類	給 付 の 主 な 内 容
病 気 ・ け が	組 合 員	療養の給付	公務によらない病気、負傷について①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その看護を受けた場合 療養に要する費用の100分の70（※1）
		入院時食事療養費	保険医療機関等から食事療養を受けた場合 基準額から食事療養標準負担額を控除した額
		入院時生活療養費	長期療養入院する65歳以上の者が生活療養を受けた場合 基準額から生活療養標準負担額を控除した額
		保険外併用療養費	保険医療機関等から先進医療等を受けた場合 療養に要する費用の100分の70（※1）
		訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 療養に要する費用の100分の70（※1）
		高額療養費	組合員若しくはその被扶養者の療養費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じた各組合員の自己負担限度額を超える場合 ※限度額適用認定申請書（様式P153） 70才未満の者のうち資格確認書の交付を受けている者の入院（通院）に係る高額療養費は、事前に申請することにより、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる。
		一部負担金 払 戻 金	療養の給付等を受けた場合に自己負担額が25,000円を超えるとき （標準報酬月額530,000円以上は、50,000円）
		療 養 費	やむを得ず保険医療機関等以外の医療機関から診療を受けた場合等 療養に要する費用の100分の70（※1） (様式P180からP194)
	被 扶 養 者	家族療養費	被扶養者が、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その看護を受けた場合 療養に要する費用の100分の70（※1） なお、次の療養を受けた場合も、（ ）に記載した組合員の給付に相当する額を家族療養費として支給。 ・保険医療機関等から食事療養を受けた場合（入院時食事療養費） ・長期療養入院する65歳以上の被扶養者が生活療養を受けた場合（入院時生活療養費） ・保険医療機関等から先進医療等を受けた場合（保険外併用療養費） ・やむを得ず保険医療機関等以外の医療機関から診療を受けた場合等（療養費） (様式P180からP194)

	対象	種類	給 付 の 主 な 内 容
病 気 ・ け が	被 扶 養 者	家族訪問 看護療養 費	被扶養者が訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 療養に要する費用の100分の70（※1）
		家族療養 費附加金	療養の給付等を受けたときに保険適用分の自己負担額が25,000円を超えるとき （標準報酬月額530,000円以上は、50,000円）
		家族訪問 看護療養 費附加金	
	組 合 員	移送費	療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送された場合 組合が相当と認めた額 （様式P196からP198）
	被 扶 養 者	家族移送費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送された場合 組合が相当と認めた額 （様式P196からP198）
	組 合 員	高額介護 合算療養 費	世帯内で医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の自己負担額の合計が高額に なったときは、一定の限度額を超える額が支給。 （高額療養費や附加給付等の支給額は控除する） （様式P208からP209）
出 産	組 合 員	出産費 （同附加金）	組合員が出産したとき（死産、妊娠85日以上流産についても対象） 双生児以上はその産児ごとに支給 488,000円（ただし、産科医療保障制度に加入の場合500,000円）及び同附加金50,000円 （様式P154からP155）
	被 扶 養 者	家族出産費 （同附加金）	被扶養者が出産したとき（死産、妊娠85日以上流産についても対象） 双生児以上はその産児ごとに支給 488,000円（ただし、産科医療保障制度に加入の場合500,000円）及び同附加金50,000円 （様式P154からP155）
死 亡	組 合 員	埋葬料 （同附加金）	組合員が公務によらないで死亡したとき その死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 50,000円及び同附加金25,000円 （被扶養者以外の実埋葬者が請求する場合は、埋葬料50,000円と附加金25,000円の計 75,000円の範囲内で埋葬に要した費用の相当額を支給） （様式P157）
	被 扶 養 者	家族埋葬料 （同附加金）	被扶養者が死亡したとき 50,000円及び同附加金25,000円 （様式P157）
災 害	組 合 員	災害見舞金	非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき 損害の程度に応じ標準報酬月額の0.5月～3月分 （様式P159からP164）

	対象	種類	給 付 の 主 な 内 容
災害	組 合 員	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき 標準報酬月額×1 (様式P165)
	被 扶 養 者	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき 標準報酬月額×100分の70 (様式P165)
休業	組 合 員	傷病手当金 (同附加金)	公務によらない病気又は負傷により療養のため引き続き勤務に服することができないときに報酬の全部又は一部が支給されない場合は、その勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した4日目から支給。 (傷病手当金は、1年6月を限度。結核性の病気については3年 同附加金6月) 1日につき平均標準報酬日額×3分の2 (様式P166からP168)
		出産手当金	組合員が出産のため報酬の全部又は一部が支給されない場合 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)から出産の日後56日までの間において勤務に服することができなかった期間 1日につき平均標準報酬日額×3分の2 (様式P168からP170)
		休業手当金	被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤し、報酬の全部又は一部が支給されない場合 所定の期間1日につき標準報酬日額×100分の50 (様式P169からP171)
		育児休業 手 当 金	組合員が組合員の3歳に満たない子を養育するため育児休業を取得して報酬の全部又は一部が支給されない場合は、その子が1歳(1歳に達した日後の期間について総務省令に該当する場合1歳6か月(1歳6か月に達した日後の期間について総務省令に該当する場合2歳。))に達するまでの期間支給。 また、組合員の養育する子について、組合員の配偶者がその子の1歳に達する日以前のいずれかの日において、育児休業等をしている場合<パパ・ママ育休プラス>の支給期間は、子が1歳2か月に達するまでの期間(産前休暇の内、出産日及び産後休暇期間を含む)が1年(総務省令に該当する場合1年6月(さらに総務省令に該当する場合2年))を超えるときは1年。 休業開始～180日到達日：1日につき標準報酬日額×100分の67(※3) 181日目以降：1日につき標準報酬日額×100分の50(※3) (様式P172からP176)
		育児休業 支援手当金	育児休業等に係る子の出生後(女性は産後休業後)から56日以内に、組合員とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28日間を限度に支給。 1日につき標準報酬日額×100分の13(※3)
		育児時短 勤務手当金	組合員が、2歳未満の子を養育するため育児時短勤務等をしている場合 減収後の報酬の原則10%(上限額あり)

	対象	種類	給 付 の 主 な 内 容
休業	組合員	介護休業	組合員が要介護状態にある家族の介護を行うため、介護休業により報酬の全部又は一部が支給されない場合、支給期間通算66日の範囲内 1日につき標準報酬日額×100分の67（※3） （様式P177からP179）

※1 70歳以上75歳未満の者（高齢受給者）については、100分の80（一定以上所得者（※2）100分の70）、義務教育就学前の子については、100分の80

※2 一定以上の所得者・・・標準報酬月額が基準額（280,000円）以上かつ年収が一定額（高齢者複数世帯5,200,000円、高齢者単身世帯3,830,000円）以上の者

※3 給付上限額あり。給付上限額は雇用保険法に規定する賃金日額により変更される。

VII 短期給付に関する基本事項

短期給付とは、組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業及び災害等に対して行われる給付で「保健給付」「休業給付」「災害給付」の3種類がある。

これらの給付には、法律で給付の種類や内容などを定める「法定給付」と共済組合が財政事情などを勘案して定款で定め、法定給付に附加して支給する「附加給付」及び「一部負担金払戻金」がある。

1 療養の給付

組合員が公務によらない病気にかかり又は負傷により、マイナ保険証又は資格確認書等を使用して保険医療機関等で診療を受けたとき、総医療費から一部負担金を控除した額を現物給付として支給する。

(1) 組合員の病気又は負傷

病気、負傷の範囲は、健康保険法の取扱いに準ずるものとされており、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる病気又は負傷が対象となる。したがって、そばかす、あざ等は、勤務や日常生活に支障がない限り、給付の対象外とされ、また単なる美容容術等も給付の対象外とされる。

(2) 公務による病気又は負傷

地方公務員の公務に起因する病気又は負傷については、地方公務員災害補償法によって、地方公務員災害補償基金による療養補償が行われるので、療養の給付の対象とはならない。

また、通勤に係る病気又は負傷については、公務上の傷病ではないが、同法による療養補償が行われるために、その場合も療養の給付は行わない。

年齢区分等		一部負担金割合
義務教育就学前		総医療費の2割
義務教育就学後から69歳まで		総医療費の3割
70歳から75歳未満 (高齢受給者)	一定以上所得者	総医療費の3割
	上記以外	総医療費の2割

一定以上の所得者・・・標準報酬月額が基準額（280,000円）以上かつ年収が一定額（高齢者複数世帯5,200,000円、高齢者単身世帯3,830,000円）以上の者

2 家族療養費

被扶養者の病気又は負傷に対する給付で、給付の範囲や給付内容等は組合員に係る療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費と同様である。

3 入院時食事療養費

組合員が公務によらない病気または負傷により保険医療機関等で「療養の給付」と併せて入院時に食事療養を受けたとき、その食事療養に要した費用について次の食事療養標準負担額を控除した額を現物給付として支給する。

食事療養標準負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・食費510円（1食）

以下①から③のいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等

・・・・・・・・食費300円（1食）

ただし、次の場合に該当し当共済組合が交付する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受けている者は、それぞれ次の金額に軽減される。

①市町村民税非課税等の組合員とその家族（被扶養者）・・・・・・・・食費240円（1食）

②①の場合で、過去12月の入院日数が90日を超えている場合・・・・・・・・食費190円（1食）

③市町村民税非課税等の組合員とその家族（被扶養者）で、

所得が一定基準以下の場合・・・・・・・・食費110円（1食）

※これら食事に係る負担額は一部負担金払戻金、家族療養費附加金、高額療養費制度の対象とはならない。

4 入院時生活療養費

65歳以上の組合員が公務によらない病気または負傷により保険医療から「療養の給付」と併せて長期療養入院して生活療養（食事療養並びに温度、照明、給水に関する適切な療養環境の形成）を受けるときは、食事、居住費の一部として次の生活療養標準負担額を控除した額を現物給付として支給する。

生活療養標準負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・食費510円（1食）、居住費370円（1日）

ただし、次の場合に該当し当共済組合が交付する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受けている者は、それぞれ以下の金額に軽減される。

①市町村民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・食費240円（1食）、居住費370円（1日）

②市町村民税非課税等の組合員とその家族（被扶養者）で、

所得が一定基準以下の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・食費190円（1食）、居住費370円（1日）

※医療保険適用の療養病床については、入院医療の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や難病等の患者）に関しては、入院時食事療養費に係る負担額のみとなる。

※これらの生活療養に係る負担額は一部負担金払戻金、家族療養費附加金、高額療養費制度の対象とはならない。

※管理栄養士等を配置していない医療機関に入院している場合は、食費470円（1食）。

5 保険外併用療養費

組合員が公務によらない病気または負傷により保険診療と併用して、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合、通常の療養の給付と変わらない範囲の医療について、保険外併用療養費として自己負担額を除いた額を現物給付として支給する。

※評価療養・・・厚生労働大臣が定める先進医療や治験に係る診察等

※患者申出療養・・・当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた
病院又は診療所において行われるもの

※選定療養・・・差額ベッド、予約診療や時間外診療、特別な材料を使用する歯の治療等

6 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

組合員又は被扶養者が難病患者、在宅の末期癌患者、重度障害者又は初老期の脳卒中患者等になった場合において、かかりつけ医師の承認を受けた上、厚生労働大臣の指定を受けた訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者）から派遣された看護師、理学療法士等から療養上の世話その他必要な診療の補助を受けたとき、自己負担額を控除した額を現物給付として支給する。

7 高額療養費

高額療養費は、療養の給付につき支払われた一部負担金の額や療養に要した費用から家族療養費等に相当する額を控除した金額（以下「一部負担金等」という。）が著しく高額となるとときに、所得や年齢に応じて自己負担限度額を定め、その額を超えた場合は自己負担限度額を控除した額を超えた分を高額療養費として支給する。

高額療養費は、一旦窓口で一部負担金等を支払い、約3か月後に自己負担限度額を超えた分を高額療養費として組合員に支給する現金給付と、所得区分等を記載した「限度額適用認定証」を医療機関等に提示することで窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付とがある。

$$\text{高額療養費} = (\text{総医療費} \times \text{自己負担割合}) - \text{自己負担限度額}$$

（1）70歳未満の自己負担限度額

所得区分		標準報酬月額	自己負担限度額
上位	ア	83万円以上	252,600円＋（医療費※1－842,000円）×1％ 【多数回該当：140,100円】※2
	イ	53万円以上79万円	167,400円＋（医療費※1－558,000円）×1％ 【多数回該当：93,000円】※2
一般	ウ	28万円以上50万円	80,100円＋（医療費※1－267,000円）×1％ 【多数回該当：44,400円】※2
	エ	26万円以下	57,600円 【多数回該当：44,400円】※2
低所得者	オ	市町村民税非課税	35,400円 【多数回該当：24,600円】※2

※ 1 医療費が842,000円、558,000円及び267,000円に満たないときは、それぞれ842,000円、558,000円及び267,000円とする。

※ 2 多数回該当：高額療養費が支給される場合に、同一の世帯で、その月以前の12月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されているときは、4回目以降は【 】の額が自己負担限度額となる。

(2) 70歳以上の自己負担限度額

所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額	
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院のみ)
①現役並所得者Ⅲ (83万円以上)	252,600円 + (医療費※1 - 842,000円) × 1 % 【多数回該当：140,100円】※2	
②現役並所得者Ⅱ (53万円以上83万円未満)	167,400円 + (医療費※1 - 558,000円) × 1 % 【多数回該当：93,000円】※2	
③現役並所得者Ⅰ (28万円以上53万円未満)	80,100円 + (医療費※1 - 267,000円) × 1 % 【多数回該当：44,400円】※2	
④一般所得者 (①～③、⑤、⑥以外)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回該当：44,400円】※2
⑤低所得者Ⅱ※3	8,000円	24,600円
⑥低所得者Ⅰ※4		15,000円

※ 3 組合員が市区町村民税の非課税者等である場合

※ 4 組合員とその被扶養者全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合

高額療養費の外来年間合算について

平成29年8月から70歳以上の一般所得者及び低所得者に係る外来療養については、月ごとの自己負担限度額のほかに、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日（死亡の場合は死亡日）「以下基準日という。」）のなお残る負担に対する年間の自己負担限度額（144,000円）が設けられた。申請手続きは次のとおり。

【基準日組合における手続】

ア 外来年間合算の支給を受けようとする基準日組合員は、次の（ア）～（オ）を記載した高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（以下「申請書」という。）を組合に提出しなければならない。

（ア）組合員等記号・番号又は個人番号

（イ）計算期間の始期及び終期

（ウ）当該基準日組合員及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

（エ）当該基準日組合員が計算期間における当組合の組合員であった間に、外来療養を受けた者の氏名及びその年月

（オ）当該基準日組合員及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者の名称及びその加入期間

イ アの申請書には、次の（ア）及び（イ）の書類を添付しなければならない。ただし、（ア）は、記載すべき額が0である場合や、個人番号による情報連携を希望する場合は、申請書にその旨を記載して、添付を省略することができることとするとともに、組合が自己負担額を把握できる場合は添付不要である。

（ア）自己負担額証明書

（イ）基準日における当該基準日組合員の所得区分を証する書類

ウ 精算対象者が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。

【基準日組合以外の組合への申請等】

ア 計算期間において当組合の組合員であった者は、次の（ア）～（オ）を記載した申請書を組合に提出し、自己負担額証明書の交付を受けることができる。ただし、当組合における外来療養に係る額が0である場合にあっては、この限りでない。

（ア）組合員等記号・番号又は個人番号

（イ）計算期間の始期及び終期

（ウ）基準日組合の名称

（エ）当該組合員であった者及び計算期間においてその被扶養者であった者の氏名及び生年月日

（オ）当該組合員であった者が計算期間における当組合の組合員であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

イ アの申請書には、基準日における当該組合員であった者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。

ウ 自己負担額証明書を交付した組合は、当該証明書に係る基準日の翌日から2年以内に当組合の組合員であった者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、当組合の組合員であった者に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

（3）高額長期特定疾病療養の自己負担限度額

長期間にわたって著しく高額な医療費が必要となる疾病のうち、厚生労働大臣の定める疾病についての、自己負担限度額は下表のとおり。

医療機関等への「特定疾病療養受領証」の提示により、自己負担限度額を控除した額を現物給付として支給する。

○ 厚生労働大臣の定める療養

①人工腎臓（いわゆる人工透析）を実施している慢性腎不全

②血友病

（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

対象者	自己負担限度額
70歳未満の慢性腎不全の者 上位所得（標準報酬月額53万円以上）の者	20,000円
上記以外の者	10,000円

（４）世帯合算

医療保険上同一世帯の組合員と被扶養者で、同一月において自己負担が複数あり、その合算額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額を高額療養費として支給する。

ただし、70歳未満の者は定率負担額が21,000円以上の場合に限り合算の対象となる。

（５）調剤合算

医療機関から交付された処方せんにより、調剤薬局で調剤を受けた場合（院外処方の場合）に、医科（歯科）レセプトと調剤のレセプトを１枚のレセプトと考え、院内処方のレセプトと同様に給付金計算を行う。

８ 高額介護合算療養費

組合員とその被扶養者全員が、１年間（毎年８月１日から翌年７月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計から介護合算算定基準額を控除した額が支給基準額（厚生労働大臣が定める額：500円）を超えた場合に、その超えた金額を支給する。

その超えた額について医療保険及び介護保険の自己負担額（利用者負担額）の比率に応じて、医療保険に係る分については組合が支給し、介護保険に係る分については介護保険者（市町村）から支給される。

所得区分		標準報酬月額	介護合算算定基準額	
			70歳から74歳	70歳未満
上位	ア	83万円以上	212万円	
	イ	53万円以上83万円未満	141万円	
一般	ウ	28万円以上53万円未満	67万円	
	エ	28万円未満	56万円	60万円
低所得者	オ	低所得者Ⅱ	31万円	34万円
		低所得者Ⅰ	19万円	

【請求手続】

【高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書】に、介護保険者から交付される「自己負担額証明書」を添付して組合に提出する。

9 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

法によって定められた高額療養費とは別に、医療費の自己負担額のさらなる軽減を目的として、余裕財源の範囲内で一部負担金払戻金及び附加給付として家族療養費附加金を医療機関等が当共済組合に請求する診療報酬明細書（レセプト）に基づいて自動的に支給する。

組合員への給付は一部負担金払戻金、被扶養者への給付は家族療養費附加金になる。

一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の支給額計算は次のとおり

支給額（100円未満切捨て）＝総医療費－療養の給付－高額療養費－基礎控除額（家族療養費）
--

区分	標準報酬月額	基礎控除額	
			合算高額療養費が支給される場合
上位	53万円以上	50,000円	100,000円
上位以外	53万円未満	25,000円	50,000円

※世帯合算や公費負担がある場合、計算が異なることがある。

10 他の法令による療養との調整等

国及び地方公共団体が実施している公費負担制度により、医療費の助成を受けている場合、当共済組合の附加給付との重複支給を避けるため、給付の調整が必要になる。

この調整を行うためには該当者の把握が必要となるため、報告書を提出する。

対象	報告が必要なとき
自立支援医療費（精神通院）助成 様式P200	（該当）医療費受給者証の写し
	（非該当）通知のあった書類等

※こども医療費助成に係る附加給付については、保険者優先により支給されることになり医療機関等が当共済組合に請求する診療報酬明細書（レセプト）に基づいて自動的に支給する。

11 療養費・家族療養費

組合員の公務によらない病気や負傷については、療養の給付（現物給付）等を受けることが原則であるが、次の（１）の支給要件に掲げる事由等により療養の給付等を受けることができない場合に、療養の給付等の制度を補完するものとして、組合員が療養のために支払った医療費等について所定の方法によって算定した金銭を支給するという現金給付である療養費の支給の制度が認められている。

また、被扶養者には、組合員の療養費と同様に家族療養費として支給する。

(1) 支給要件

①組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めたときであり、次に掲げる場合等が該当する。

- ・保険医療機関のない地域（へき地、国外等）で療養を受けた場合
- ・治療上必要なコルセット等の支給を受けた場合（治療用装具）
- ・輸血のために生血を求めた場合
- ・医師の同意を得て柔道整復、あん摩マッサージ、はり、きゅう等の施術を受けた場合

②保険医療機関以外で療養を受けた場合で、組合がやむを得ないと認めたとき

- ・交通事故等で非保険医療機関等に収容された場合等

③保険医療機関で療養を受け、緊急その他やむを得ない事情でその費用を全額支払ったとき

- ・出張先等で傷病にかかり療養を受けたが、資格が確認できなかったため自費を支払った場合等
- ・資格情報のお知らせ又は資格確認書の受領前に療養を受けたとき

④その他

臓器移植において、臓器の採取を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取した臓器を搬送した場合における搬送に要する費用については、移送費の算定方法により療養費として支給する。

※海外に出向き診療を受ける目的が臓器移植の場合は、要件を満たせば「やむを得ない場合」に該当し、療養費の支給対象になる。

(2) 支給額

療養に要する費用（「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」により算定した額）から一部負担金に相当する金額を控除した金額。

ただし、海外で治療を受けた場合には、国内において同様の治療を受けた場合の金額と現地で支払った通貨を円に換算して計算した金額を比較し、低い方の金額を適用し給付される。

海外療養費について

Q

今年の4月から、海外の日本人学校に赴任することになりました。

現地で病気にかかる等で治療や手術を受けた場合の医療費は、後日共済組合に請求すると聞きましたが、現地でかかった医療費は全額補償されるのでしょうか。

また、請求の際に必要な書類について教えてください。

A

当該医療費については、後日共済組合に請求することにより、医療費の7割に相当する額を療養費または家族療養費として償還払いを受けることができます。

ただし、海外で支払った医療費（実費）と海外で受けた医療内容を日本の健康保険制度に置き換えて算定した額を比較して、少ない額が当該療養に要した費用とされます。

【例】 組合員がかぜで外来受診した場合

A : 海外で支払った医療費を日本円に換算すると、7万円相当だった。

B : 海外での医療内容を日本の健康保険制度を適用して換算すると、3,000点相当（医療費3万円）となった。

「B<A」となるので「B」が当該療養に要した医療費とされ、その7割相当額の2万1千円が療養費として支給されます。

一般的に海外での医療費は高額な実費を徴収されることが多く見受けられます。

前述のように共済組合の給付では十分に補填できないことがありますので、ご注意ください（個人的に海外旅行をされる場合も同じ。）

日本人学校等に派遣される場合は、「財団法人海外子女教育振興財団」による派遣教員を対象とする医療保障制度があります。

なお、医療費の請求に必要な書類は以下のとおりです。医療費等の受給権の消滅時効は療養に要する費用を支払った日ごとに、その日から2年ですのでご注意ください。

海外療養費の請求に必要な書類は下記のとおりです。

- ① 療養費請求書（支部様式第27号）
- ② 診療内容明細書（様式A…歯科以外）
（様式C…歯科）
- ③ 領収明細書（様式B…医科・歯科共通）
- ④ 領収書原本
- ⑤ 海外に渡航した事実を証する書類の写し（航空券、パスポート等）
- ⑥ 同意書（共済組合が海外の医療機関等に対して受診内容等を照会することについての同意（支部様式第27号の4）

※②及び③の書類は、現地の医療機関で証明を受けてください。なお、②及び③のいずれも和訳が必要（和訳に要する費用は自己負担）となります。和訳がない場合又は和訳が不十分である場合は、療養費を支給できませんのでご留

意ください。また、診療を受けた日が複数の月にまたがる場合は、月毎の請求書を作成してください。

海外における療養費等の支給額の算定に用いる邦貨換算率は、その支給決定日の外国為替換算率（T T S：対顧客電信売相場）を用いることとし、円と直接交換できない外貨については、ドルを間にはさんで換算します。

12 移送費・家族移送費

組合員又はその被扶養者が、療養の給付又は家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送された場合において組合が必要と認めたときで、次のいずれにも該当すると組合が認めた場合に支給する。

（１）支給要件

- ①移送の目的である療養（入院）が保険診療として適切であること。
- ②症状が重篤である者又は重症者等で歩行不能又は歩行が著しく困難であること。
- ③医師の指示による緊急その他やむを得ないものと認められること。

なお、歩行可能か否かは医師の診断に基づく症状によって判断すべきであり、単に病院まで遠距離であるため交通機関を利用した場合は、給付の対象とはならない。

（２）支給額

最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とされ、その額が実際に移送に要した額を超えるときは、実際に移送に要した費用の額が支給される。支給の対象となる費用は、次に掲げるものである。

- ①移送のために患者が自動車、電車等の交通機関を利用した場合の運賃
- ②移送のために人を雇って患者を担架で運んだような場合の賃金、手当等
- ③移送のための運転手、人夫等について宿泊を必要とした場合の宿泊料
- ④移送の途中において医学管理上、医師、看護師の付添いを必要とした場合の交通費（家族等の付添いに要した費用は、対象外）

13 出産費・家族出産費（同附加金）

（１）支給要件

組合員又は被扶養者が出産したときに支給する。

出産とは、妊娠４か月以上の胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩（流産、早産、死産等）の別なく対象となり、母胎保護法に基づく妊娠４か月以上の人工妊娠中絶手術をした場合も含まれる。ただし、妊娠４か月以上の分娩であっても、胎児が４か月未満で死亡していれば、出産とは認められない。

この場合の妊娠4か月以上の分娩とは、受胎から分娩までの280日の標準日数を10等分してきめられる妊娠月数の3月目（84日）を経過し、4月目（85日）に入った以後における分娩をいう。

なお、異常分娩の場合には、出産費のほかに療養の給付等が支給される。

資格喪失後の出産費

- ① 1年以上組合員であった者が退職後6月以内に出産した場合は、組合員の在職中に出産があった場合と同様に出産費を支給する。（附加給付は行われぬ。）ただし、退職後出産するまでの間に、他の組合の組合員の資格を取得したときは、これらの共済組合等から給付が行われるため、退職後の出産費は支給しない。
- ② 組合員が退職後、国民健康保険に加入した場合、同様の趣旨で「出産育児一時金」を受給することができるが、資格喪失後6か月以内の出産については、共済組合の給付を優先して支給することとされている。

（2）支給額

① 出産費・家族出産費

488,000円（産科医療補償制度対象の出産は、500,000円）（以下、「50万円」という。）

② 出産費附加金・家族出産費附加金

50,000円

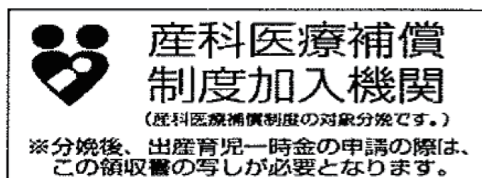
※ 双生児以上を出産した場合には、その産児ごとに1回の出産があったものとして出産費（同附加金）・家族出産費（同附加金）が支給される。

【産科医療補償制度】

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償を行うとともに、脳性麻痺の原因分析を行い、再発防止に繋げるための機能を持った制度のこと。

産科医療補償制度に加入している医療機関等にはシンボルマークが掲示され、対象になる妊婦には「登録証」が交付される。

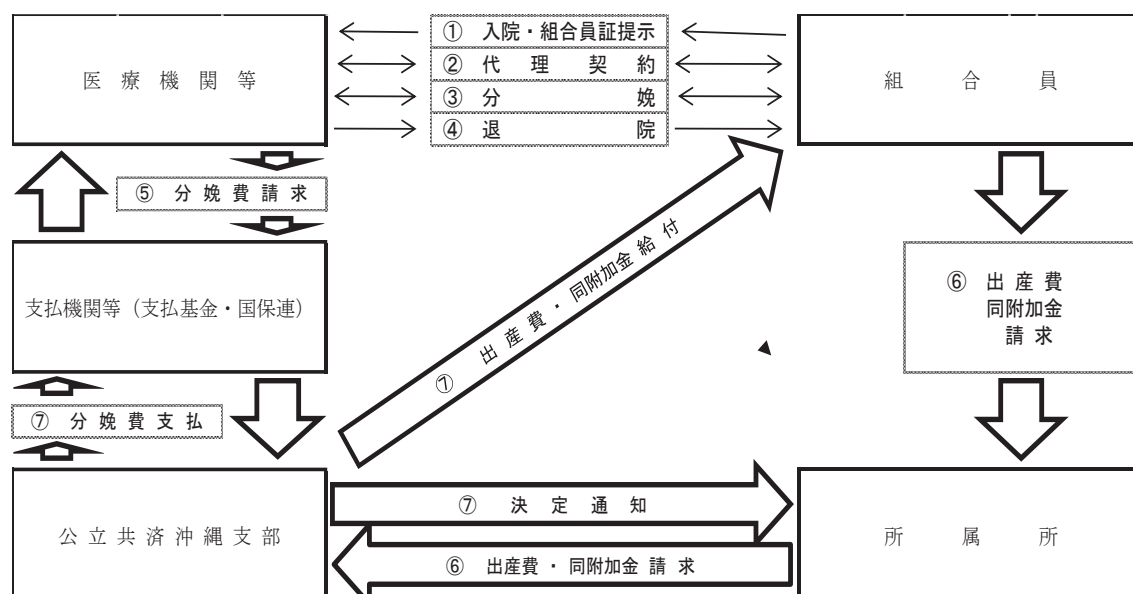
産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、医療機関等から、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言や証明印が押印された領収書又は請求書が発行されるので、その写しを共済組合に提出する。



（3）請求手続き

出産を予定している医療機関等が、直接支払制度か受取代理制度のどちらを導入しているのかを事前に確認して下さい。または両制度を利用しないで自己負担し、現金給付として請求する方法の3通りの支給方法がある。

直接支払制度を活用する場合



①医療機関等へマイナ保険証又は資格確認書等を提示

②医療機関等は、「直接支払制度活用の意思確認」後、組合員等と合意文書を締結。

③分娩。

④退院。【分娩費用が50万円を超えた場合は、その超える額を医療機関等に支払う。】

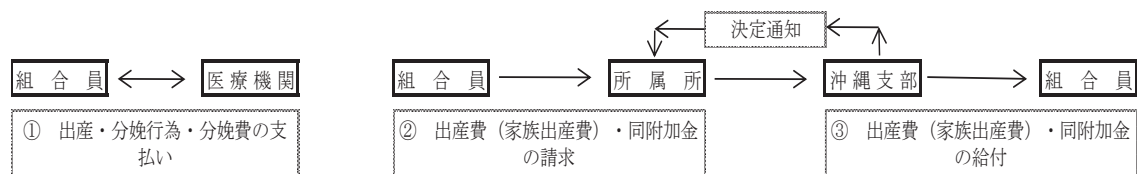
⑤医療機関等は支払機関等を通じ、分娩費用の額を共済組合に請求。

⑥組合員は、支部様式第20号「出産費請求書」により共済組合に出産費等を請求。

（分娩費用が50万円を超えた場合でも、出産費附加金・家族出産費附加金の支給を受けるため、必ず提出すること。）

⑦共済組合は分娩費用の額が50万円未満の場合、その差額と附加給付5万円の合計額を組合員に給付すると同時に医療機関等からの請求額を支払う。

現金給付

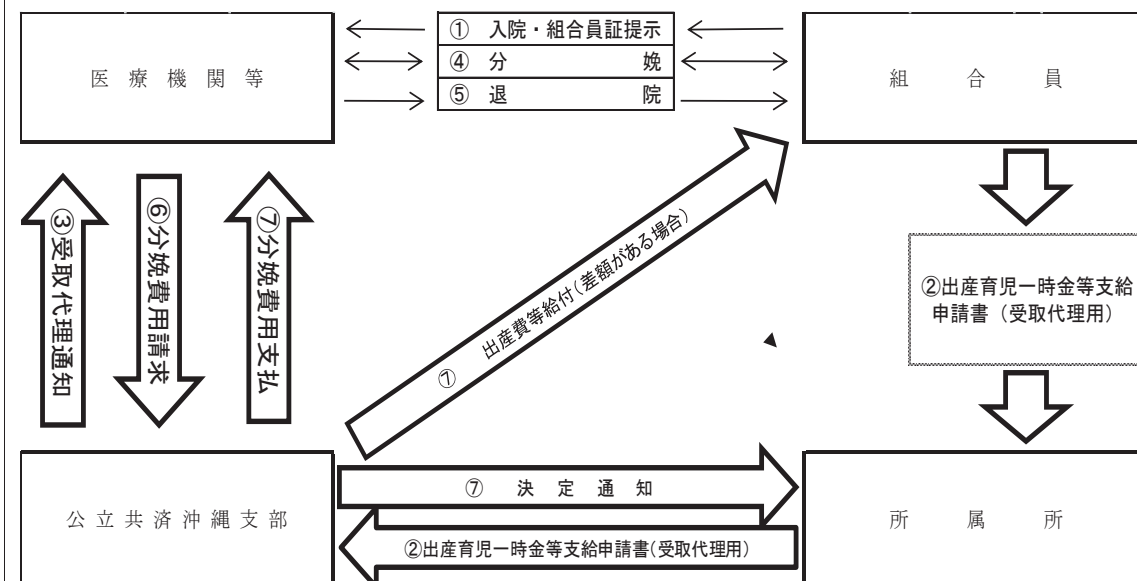


①退院時に、医療機関の窓口で分娩費用を全額支払う。

②組合員は支部様式第20号「出産費請求書」を共済組合に提出し、出産費等を請求。

③共済組合は出産費50万円と附加金5万円を組合員へ給付。

受取代理制度を活用する場合



- ①医療機関等へマイナ保険証又は資格確認書等を提示
- ②共済組合に【出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）】を所属所長の証明を受けて提出。（出産予定日まで2か月以内）
- ③医療機関等へ受取代理受付通知。
- ④分娩。
- ⑤退院。【分娩費用が55万円（産科医療補償制度未加入の分娩の場合は53万8千円）を超えた場合は、その超える額を医療機関等に支払う。】
- ⑥医療機関等は分娩費用の額を共済組合に請求。
- ⑦共済組合より、医療機関等へ支払う。分娩費用の額が55万円(産科医療補償制度未加入の分娩の場合は53万8千円)未満の場合、差額を組合員に給付。

海外出産について

海外出産費の請求に必要な書類は下記のとおりです。

- ① 出産費請求書（支部様式第20号）
- ② 海外に渡航した事実を証する書類の写し（航空券、パスポート等）
- ③ 同意書（共済組合が海外の医療機関等に対して受診内容等を照会することについての同意（支部様式第20号の1））

14 埋葬料・家族埋葬料（同附加金）

（１）支給要件

組合員が公務によらないで死亡した場合又は組合員の被扶養者が死亡した場合、その埋葬に必要な費用を填補するために支給する。

死亡とは、自然死のほか、法定死亡及び失踪宣告も含まれる。また、死亡の原因が自殺の場合であっても、埋葬料は故意に給付事由を生じさせた組合員自身ではなく埋葬を行う者に対して支給するものであるから、給付制限は行わない。

（２）受給権者

組合員の死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行うものであるが、これらの者がいない場合には、実際に埋葬を行った者である。

組合員の死亡時被扶養者であった者で埋葬を行うものとは、被扶養者であった者で社会通念上埋葬を行うべき者とみられるものをいうが、被扶養者でない配偶者が喪主となって葬儀を行った場合において被扶養者である子がいるときは、その子に埋葬料を支給することとなる。

被扶養者であった者で埋葬を行うものがない場合には、本人との関係を問わず実際に埋葬を行った者に支給する。

（３）支給額

①埋葬料

ア 受給権者が被扶養者であった者で埋葬を行う者である場合

50,000円

イ 受給権者がア以外の実埋葬者である場合

50,000円の範囲内で埋葬に要した費用（※）に相当する額

②家族埋葬料

50,000円

③埋葬料附加金・家族埋葬料附加金

25,000円（①イに対する附加金は、当該埋葬に要した費用から50,000円を控除した金額を支給する。ただし、当該金額が25,000円を超えるときは25,000円とする。）

※埋葬に要した費用とは、埋葬に直接要した実費とし、霊柩代又は霊柩の借料、霊柩の運搬費、僧侶への謝礼、霊前供物代、入院患者死亡後の自宅までの移送料等を含むものとされ、葬儀参列者の接待費用、香典返しなどは含まれない。

資格喪失後の埋葬料

組合員が退職後３月以内に死亡したとき支給される。（附加給付は行われぬ。）

ただし、組合員であった者が退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、これらの共済組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は支給されない。

15 傷病手当金（同附加金）

（１）支給要件

①組合員の公務によらない病気又は負傷

組合員の公務又は通勤途上に起因する病気又は負傷については、地方公務員災害補償基金による補償が行われるため、傷病手当金は支給しない。

②療養のため

「療養のため」とは、現に療養の給付を受けている場合に限られず、広く療養一般を含むものであり、発病後受診するまでの間、病後静養する期間、非保険医療機関で受診した場合等であっても差し支えない。ただし、単なる美容整形のための休業等のように本来療養の給付の対象とはならない診療のための休業は、「療養のため」には該当しない。

③勤務に服することができない場合

勤務に服することができるか否かについては、組合員の職務の態様に応じて、その者が与えられた職務に堪え得るかどうか、その他あらゆる事情を勘案し、社会通念に従って個々の事例について認定するものであり、必ずしも医学的基準によるものではない。

なお、任意継続組合員については、労務に服することができない場合であり、病気又は負傷のため就労能力を失っていることをいい、その認定は医師の証明によることを原則とし、就労能力を失っている事実等、その具体的事情については調査確認の上処理することとされている。

④３日を経過した日

勤務できなかった日から起算して３日間は、いわゆる待機期間としてこの期間は傷病手当金の支給対象とされず、４日目から支給することとなる。その趣旨は、傷病手当金を受け取るための仮病又は怠慢を防止するためのものとされている。

この待機期間は、連続した３日間であることを要するが、その間に給与の支給があったか否かは問われないものである。またその３日間が年次有給休暇として処理されたものであっても、傷病のため勤務不能の期間であれば待機期間は完成する。

非常勤職員の待期期間については、当該職員の正規の勤務日において発病し、引き続き休業した場合は、その日を待期期間に含めるものとする。当該職員の正規の勤務日でない日に発病し、引き続き休業した場合は、当該職員の正規の勤務日でない日は待期期間から除外するものとし、当該職員の正規の勤務日でない日が待期期間のうち２日目及び３日目に当たる場合には、当該職員の正規の勤務日でない日は待期期間に含める。

（２）支給対象日

傷病手当金は、待機期間３日を経過した後の休業１日ごとに給付事由が生じるので、１日の勤務時間の一部を勤務しないことによって給与が減額されても、その日については傷病手当金の支給対象日とはならない。

また、傷病手当金は、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。）に当たっても支給されるが、正規の勤務日以外の日については支給されない。

非常勤職員に対する傷病手当金は、常時勤務に服することを要する地方公務員の正規の勤務日に準じて割り振った日を正規の勤務日とみなして支給する。

(3) 支給期間

傷病手当金の支給期間は、同一の傷病（同一の病気又は負傷及びこれらによって生じた病気）については、待機期間3日を経過した日から通算して1年6月間（結核性の病気については3年間）である。この場合の「同一の傷病」とは、一回の病気又は負傷であって治癒するまでをいい、傷病名が異なっても相互に因果関係のある傷病であれば同一傷病となる。

しかし、同時に発生した傷病であっても相互に因果関係のないものは同一傷病に該当しない。

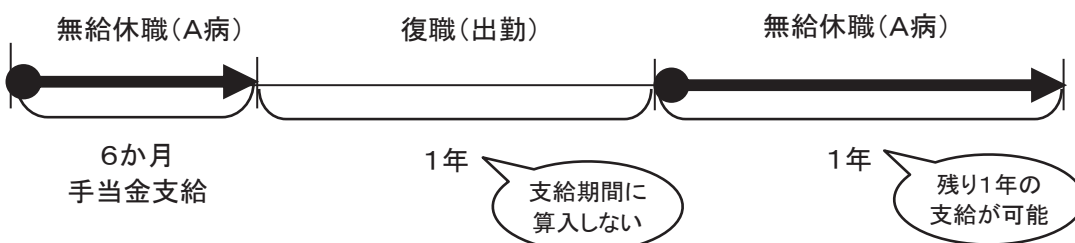
傷病手当金の支給期間の起算日は、待機期間3日を経過した後の療養のため勤務に服することができない日であるが、同日において報酬等の調整により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日が起算日となる。

傷病手当金附加金については、傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から6月間の範囲において、引き続き勤務に服することができない場合に支給する。

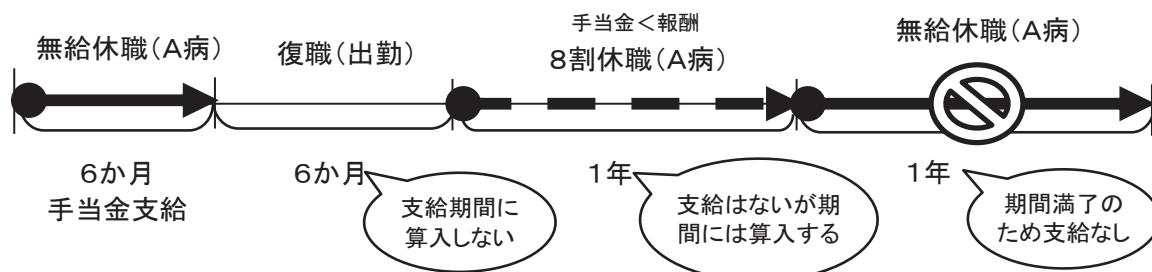
傷病手当金の支給期間の算定には、次のような取扱いがある。

傷病のため勤務に服することができなかった日について給料が支給されても、その日は傷病手当金の支給期間に算入されるが、病気の途中で出勤し再び同じ傷病で欠勤した場合には、その出勤した期間は支給期間に算入せず、前後の期間を通算して支給開始日から1年6月間に達するまで、傷病手当金を支給する。

(例1)



(例2)



(4) 支給額

給付日額：「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額」の平均額 × 1/22 × 2/3

※傷病手当金、傷病手当金附加金とも同額

（５）報酬等との調整

①年金等との調整

傷病手当金は、同一の傷病について障害厚生年金の支給を受けることができるときは支給されない。ただし、障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を264で除して得た額が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給される。

※障害手当金や老齢厚生年金等についても調整があるため、該当する場合は当共済組合に連絡すること。

※年金等が遡って決定・増額決定された場合は、すでに支給した傷病手当金の全部または一部を返還すること。

②出産手当金との調整

出産手当金を受給する場合、その期間内は傷病手当金は支給しない。

ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給される。

③地方公務員災害補償法との調整

同一の傷病に関し、地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償等が行われるときは、支給しない。ただし、地方公務員災害補償基金から公務災害又は通勤災害に係る療養補償が、症状固定により打ち切られた後に、疼痛等の症状について当共済組合から療養の給付を受ける者が勤務に服することができない場合には、傷病手当金を支給する。

④報酬との調整

傷病手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合（上記①又は②に該当するときは除く。）には、報酬の額が傷病手当金の額を上回る場合は支給せず、傷病手当金の額が報酬の額を上回る場合は、その差額を傷病手当金として支給する。

⑤報酬日額の算出方法

- ア 減額前の給料に減額後の支給割合（８割、５割等）を乗じて支給される場合
給付日額と比較の対象となる報酬日額については、次表の区分に応じて算出する。

報酬日額の算出方法 (手当等の金額に乘じる率)		
区分	手当等の種類	算出に用いる率
日々の勤務に対して支給されると考えられるもの (日額で支給されるもので、勤務しない日について減額して支給されるもの)	給料月額 給料の調整額 地域手当	勤務を要する日数分の１
日々とは関係なく支給されるもの (月額で支給されるもの) (一定の期間を対象として支払われるもの)※	教職調整額 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 通勤手当※(６か月分の定期券代などは、算出に１月分の手当額を用いる。)	22分の１

※一定の期間を対象として支給される報酬として想定されているものは、通勤手当のみであること。また、休業給付の算定の基礎となる日以外の日を含めて報酬が支払われているものの取扱いとは以下になる。

- 傷病手当金、出産手当金、休業手当金 ⇒ 調整対象
介護休業手当金、育児休業手当金 ⇒ 調整対象外

※休業給付の算定の基礎となる日以外の日勤務実績に基づいて翌月以後に支払われるものについては、調整の対象とはならない。

【超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当等】

- イ 勤務時間１時間当たりの給与額から当該勤務しなかった時間の時間数を乗じて得た額を減額する場合

１時間当たりの給与が減額される場合の報酬日額の算出方法については、21 介護休業手当金（４）報酬等の調整に準じて、各給与支給機関の条例に従って算出する。算出の際に手当等の金額に乘じる率については、原則として上記アにおける報酬日額の算出方法に記載の区分によるものとする。

- ウ 減額前の給与が時給又は日給で支払われていた場合

報酬との調整は下記の場合を除いてほぼ行われないため、給与の内訳を確認した上で、傷病手当金を支給することとなる。

- ・全日欠勤した日に時間で取得した年次有給休暇が充てられている場合
- ・欠勤した日に対して交通費が支給されている場合

資格喪失後の傷病手当金

1年以上組合員であった者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかったとしたならば受ける期間、継続して支給される。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）の資格を取得したときは、その日以後の継続支給は行わない。

退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬が支給されているため、法第71条の規定により、傷病手当金の支給が行われていない場合においても、「退職の際に傷病手当金を受けている場合」に該当するものとして取り扱い、この場合の支給の始期は、資格を喪失した日（退職した日の翌日）である。

- 法第68条第5項の「退職した際に傷病手当金を受けている場合」とは、法第68条第10項の規定によって傷病手当金の支給を一時停止されている者のように、現に給付を受けてはいないが、給付を受け得る状態にある場合を含むものとする。

16 出産手当金

（1）支給要件

組合員が出産のため勤務に服さなかつたことにより、報酬が減額又は支給されない場合に支給される。

ただし、通常の公務員の場合は労働基準法に定められた「産前産後休暇」を有給（特別休暇）で取得することが可能なため出産手当金の支給は発生しないが、会計年度任用職員等の組合員で産前産後休暇の取得を認めつつも無給である場合又は資格喪失後の給付の場合に支給が発生することになる。

（2）支給期間

出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合には98日）から出産の日後56日までの間

（3）支給額

傷病手当金と同じ

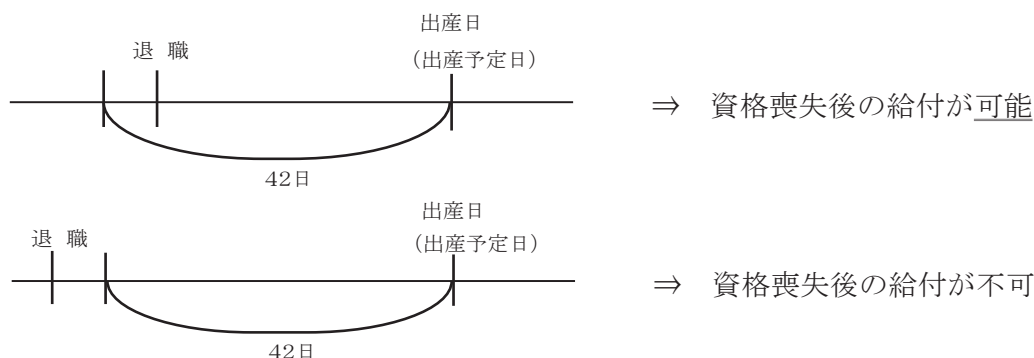
（4）報酬等との調整

出産手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部が支給される場合、給付日額と支給された報酬額との比較により、出産手当金の調整を行う。

傷病手当金又は休業手当金が支給されている場合も調整を行う。

資格喪失後の出産手当金

1年以上組合員であった者が、退職した際に出産手当金を受けている場合（出産日又は出産予定日が組合員の退職日から42日以内である場合）には、その者が退職しなかったとしたならば受けることができる期間、引き続き支給する。ただし、その期間内に他制度の被保険者の資格を取得したときは、その日以後の給付は行わない。



17 休業手当金

(1) 支給要件及び支給期間

組合員が下記の事由により欠勤し、給料の全部又は一部が支給されない場合に支給する。

ただし、実際は年次有給休暇で処理されることがほとんどで、いわゆる「欠勤」扱いになることは稀なケース。

支給事由	支給期間
①被扶養者の病気又は負傷 (法第70条第1号)	欠勤した全期間 (介護休暇の承認期間は除く)
②組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産 (法第70条第2号)	出産の日を含む 14日以内の欠勤した期間
③組合員の公務によらない不慮の災害、又は被扶養者の不慮の災害 (法第70条第3号)	災害発生の日から起算して 5日以内の欠勤した期間
④組合員の婚姻、配偶者（②の配偶者と同じ）の死亡又は被扶養者等の婚姻若しくは葬祭 (法第70条第4号)	婚姻の日を含む7日以内 死亡の日から起算して 7日以内の欠勤した期間
⑤組合員の配偶者（②の配偶者と同じ）、子又は父母で被扶養者でない人の病気又は負傷 (法第70条第6号)	引き続き14日のうち 欠勤した日以内
⑥高等学校及び大学の通信教育に係る面接授業のための出席 (法第70条第6号)	通信教育の面接授業に要する期間

（２）支給額

標準報酬日額×50/100（円位未満切捨て）

（３）報酬等との調整

休業手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合、給付日額と支給された報酬との比較により、休業手当金の調整を行う。

18 育児休業手当金

（１）支給要件

組合員が育児休業を取得した場合に支給される。

なお、育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

（２）支給期間

育児休業により勤務に服さなかった期間で当該育児休業に係る子が１歳（その子が１歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、１歳６か月（その子が１歳６か月に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、２歳。）。）に達する日までの期間（日曜日及び土曜日を除く。）について支給する。

また、組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の１歳に達する日以前のいずれかの日において、育児休業等をしている場合の支給期間は、当該育児休業等に係る子が１歳２か月に達するまでの期間（当該期間において、当該育児休業等をした期間（産前休暇の内、出産日及び産後休暇期間を含む。）が１年（総務省令で定める場合に該当するときは１年６月（さらに総務省令で定める場合に該当するときは２年））を超えるときは１年。日曜日及び土曜日を除く。）について支給する。なお、総務省令で定める場合の支給期間延長の判断はパパ・ママ育休プラス制度により育児休業手当金の支給が１歳以降に延長されている場合、その延長された期間の末日後で判断する。

なお、総務省令で定める場合とは、次の①から⑤までのとおりである。

- ① 育児休業に係る子について、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が１歳（１歳６か月）に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。）

なお、組合が認める場合とは、次のアからウのいずれの要件も満たす場合とする。なお、子が１歳６か月に達する日後の期間について育児休業等をする必要がある場合においては、次のアからウを準用すること。

ア 市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日（パパ・ママ育休プラス制度により、支給期間が延長されている場合は、支給期間の末日）までに保育利用の申込を行っていること。

イ アの申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次のa～cのいずれも満たすものであること。

a 利用（入所）開始希望日を育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。

b 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

c 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

ウ 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。
ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除くこと。

② 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳（1歳6か月）に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡したとき。

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

ウ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。

エ 6週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

③ 組合員が産前産後休業を開始したことにより、育児休業等を終了した場合であって、当該産前産後休業の期間が終了する日（産前産後休業終了後引き続き育児休業等を取得する場合には、育児休業等が終了する日）までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至った場合

ア 死亡したとき。

イ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

④ 組合員が介護休業を開始したことにより、育児休業等を終了した場合であって、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至った場合

ア 死亡したとき。

イ 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。

⑤ 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等を開始したことにより、当該申出に係る育児休業等を終了した場合であって、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至った場合

ア 死亡したとき。

イ 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。

ウ 特別養子縁組の成立の請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27 条第1 項第3 号の規定^{（注）}による措置が解除されたとき。

（注）児童を小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること

※1 歳に達した日後から1 歳6 か月に達する日まで延長する要件と1 歳6 か月に達した日後から2 歳に達する日まで延長する要件が同じであったとしても、原則として1 歳時点に行う手続きと同様に1 歳6 か月に達する日後に係る書類を改めて提出していただき、確認のうえ支給延長の可否を決定する。

※延長給付が終了した組合員について、事後確認として延長給付全期間中に係る保育所入所に関する証明書の提出を依頼する。支給延長給付を受けている期間中、入所申込みの取下げをされた場合、保育の利用を希望しないと判断し、延長給付自体が認められなくなる。

その場合は、既に支給した延長給付期間の手当金を返還していただくことになる。

（3）支給額

標準報酬日額×67/100（円位未満切捨て） 休業期間が180日に達するまでの間

標準報酬日額×50/100（円位未満切捨て）

※給付上限額は、雇用保険法に規定する賃金日額により変更される。

（4）報酬との調整

育児休業手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合、給付日額と支給された報酬との比較により、育児休業手当金の調整を行う。

（5）雇用保険法との調整

育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

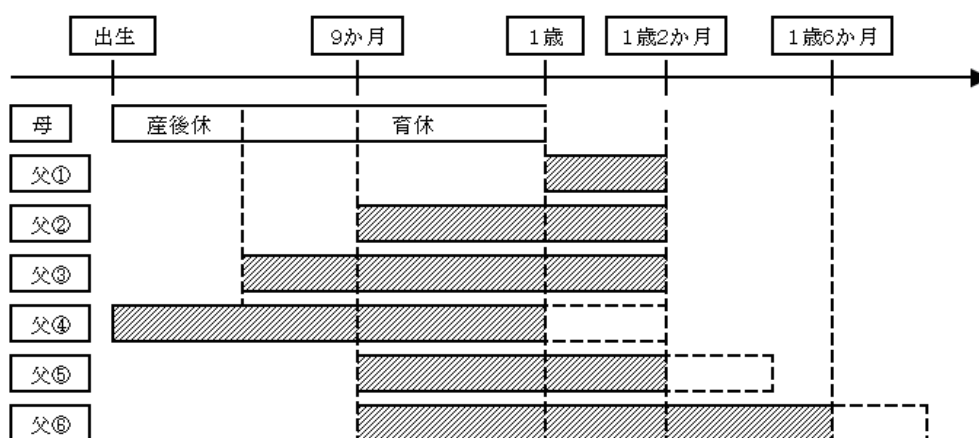
「パパ・ママ育休プラス」に係る育児休業手当金の取扱いについて

組合員の配偶者が、子が1歳に達する日以前のいずれかの日において、育児休業等を取得している場合、支給期間が「1歳に達する日までの期間」から「1歳2か月に達する日までの期間（最大1年間）」に延長されます。

支給パターンは次のとおりです。

(例)

母の育児休業は、産後休暇後、当該子が1歳に達する日まで取得。母への育児休業手当金はパターン1からパターン6の全てにおいて育児休業開始日から子が1歳に達する日まで支給される。



〈パターン1〉子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月まで父①が育児休業を取得する。

父への育児休業手当金→育児休業開始日から子が1歳2か月に達する日まで支給

〈パターン2〉子が9か月から1歳2か月まで父②が育児休業を取得する。

父への育児休業手当金→育児休業開始日から子が1歳2か月に達する日まで支給

※母と父が双方ともに育児休業を取得している期間は、双方に育児休業手当金が支給される。

〈パターン3〉母の育児休業開始と同時に父③も、子が1歳2か月まで育児休業を取得する。

父への育児休業手当金→育児休業開始日から1年間支給

〈パターン4〉父④が子の出生から1歳2か月まで育児休業を取得する。

父への育児休業手当金→育児休業開始日から子が1歳に達する日まで支給

※父は、子が1歳2か月に達する日まで育児休業を取得しているが、育児休業手当金の支給期間は最大でも1年と規定されているため。

〈パターン５〉子が９か月から１歳５か月まで、父⑤が育児休業を取得する。
父への育児休業手当金→育児休業開始日から子が１歳２か月に達する日まで支給
※父の育児休業取得期間は１年に満たないが、育児休業手当金は当該子が１歳２か月に達する日まで支給すると規定されているため。

〈パターン６〉父⑥が、当初子が９か月から１歳まで育児休業を取得していたが、保育所に入所できない（特別な事情に該当）ため、１歳８か月まで育児休業を取得する。
父への育児休業手当金→育児休業開始日から子が１歳６か月に達する日まで支給
※地方公務員等共済組法施行規則第２条の５の５に規定する特別な事情に該当するため。

（留意事項）

・パパ・ママ育休プラス制度の適用において、組合員の配偶者が地方公務員等共済組合法の組合員であることを要件としない。

・パパ・ママ育休プラスにより父母ともに育児休業を取得している者についても、保育所における保育の実施が行われないことによる支給期間の延長の申出があった場合は、要件を満たすとして父母両方に対し支給期間を延長することができる。ただし、延長の対応は、あくまでも組合員に対するものであり、父又は母が他制度の被保険者等である場合には、当該父又は母の支給期間が同時に認められるものではない。

19 育児休業支援手当金

（１）支給要件

組合員が、対象期間内に育児休業等をした場合において、次の①及び②の要件にいずれも該当する場合に支給する。

①対象期間内に育児休業等をした日数が通算して１４日以上であるとき。

②組合員の配偶者が、育児休業に係る子の出生の日から起算して５６日を経過する日の翌日までの期間内にした育児休業等の日数が通算して１４日以上であるとき。または、次のア～エに該当するとき

ア 配偶者のない者その他総務省令で定める者

イ 配偶者が雇用保険法第５条第１項に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合

ウ 配偶者が労働基準法に定める産後休業、その他これに相当する休業として総務省令で定める休業をした場合

エ 配偶者がア～ウ以外の理由で子を養育するための休業をすることができない場合として総務省令で定める場合（配偶者が日々雇用される者である場合、期間雇用者で契約満了時期により子を養育するための休業をすることができない場合等が該当）

＜対象期間＞

①組合員が産後休業等をしなかったとき…子の誕生日から起算して56日を経過する日の翌日まで

②組合員が産後休業等をしたとき…下表のとおり

子の誕生日	(自)	(至)
出産予定日より前	子の誕生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日
出産予定日と同日	子の誕生日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日
出産予定日より後	出産予定日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日

(2) 支給期間

対象期間内に育児休業等をした日について、28日間を限度に支給する。

(3) 支給額

標準報酬日額×13/100（円位未満切捨て）

※給付上限額は、雇用保険法に規定する賃金日額により変更される。

(4) 報酬との調整

育児休業支援手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合、給付日額と支給された報酬との比較により、育児休業手当金の調整を行う。

(5) 雇用保険法との調整

育児休業支援手当金は、同一の育児休業等について雇用保険法の規定による出生後休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

20 育児時短勤務手当金

(1) 支給要件

組合員が、2歳に満たない子を養育するため勤務時間を短縮することによる勤務として総務省令で定める勤務をした場合に、支給対象月につき支給する。

ただし、支給対象月における報酬の月額が支給限度額（雇用保険法第61条の12第2項に規定する支給限度額をいう。）以上であるときを除く。

なお、総務省令で定める勤務とは、次の①から③までのとおりである。（②及び③については、勤務することとする一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして請求に基づき、任命権者が講じた1週間の所定労働時間を短縮する措置である勤務をした場合に限るものとする。）

① 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務

② 同法第19条第1項に規定する部分休業

③ 雇用保険法第61条の12第1項に規定する育児時短就業

（２）支給対象月

組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育自休業手当金または介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。）

なお、育児時短勤務の末日までに、次の①～④に掲げる事由に該当することとなった場合には、当該事由に該当することとなった日（③及び④に該当する場合にあっては、その前日）後は、育児時短勤務手当金は支給しない。

- ① 子の死亡その他組合員が育児時短勤務の請求に係る子を養育しないこととなった事由として組合が認める事由が生じたこと。
- ② 育児時短勤務の請求に係る子が２歳に達したこと。
- ③ 育児時短勤務の請求をした組合員について、産前産後休業期間、介護休業期間又は育児休業等をする期間が始まったこと。
- ④ 育児時短勤務の請求をした組合員について、新たな２歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる勤務が始まったこと。

（３）支給額

支給対象月について、次の区分に応じ、その支給対象月に支払われた報酬の額に区分ごとの率を乗じて得た額とする。

ただし、その額に当該報酬の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該報酬の額を減じて得た額とする。

また、算定した手当金の支給額が雇用保険法第１７条第４項第１号に掲げる額の８割に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、手当金を支給しない。

区 分	率
報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の属する月における標準報酬の月額１００分の９０に相当する額未満であるとき	１００分の１０
報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の属する月における標準報酬の月額１００分の９０に相当する額以上１００分の１００に相当する未満であるとき	$\frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③})}{\text{②}}$ ①：育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額※（a）×100/100 ②：支給対象月における報酬 ③：（a）×1/100×$\frac{\text{①} - \text{②}}{(a) \times 10/100}$

※上限額あり（雇用保険法に規定する賃金日額により変更される。）

（４）雇用保険法との調整

育児時短勤務手当金は、同一の育児時短勤務について雇用保険法の規定による育児時短就業給付金、高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金の支給を受けることができるときは、支給しない。

21 介護休業手当金

（１）支給要件

組合員が介護休業をした場合に支給する。

介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付金の支給を受けることができるときは、支給しないこととされている。

この場合の介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第6項において準用する同条第3項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であって、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けたものである。

＜要介護家族その他主務省令で定める者＞

①次のいずれかに該当する者であって、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により日常生活を営むのに支障があるもの

ア 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次のエにおいて同じ。）

イ 父母

ウ 子

エ 配偶者の父母

オ 祖父母

カ 孫

キ 兄弟姉妹

②組合員と同居し、かつ、次のいずれかに該当する者であって負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により日常生活を営むのに支障があるもの。（その他主務省令）

ア 父母の配偶者

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次のエにおいて同じ。）の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

（２）支給期間

介護休業手当金の支給期間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して66日を越えない範囲である。なお、「介護休業の日数を通算して66日」とは「介護休業により勤務に服さなかった日数を通算して66日」であるため、時間の多寡によらず勤務に服することを要した日は通算しない。

(3) 支給額

標準報酬日額×67/100（円位未満切捨て）

※給付上限額は、雇用保険法に規定する賃金日額により変更される。

(4) 報酬との調整

介護休業手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合、給付日額と勤務しなかった期間に支払われた報酬との比較により、介護休業手当金の調整を行う。

なお、介護休暇により勤務しなかった期間がある場合の給与額等については、勤務時間1時間当たりの給与額から当該勤務しなかった期間の時間数を乗じて得た額を減額することとなっている。

なお、介護休業手当金は1日を単位として支給するものであることから、時間単位で介護休暇を取得した日については支給されない。

また、介護休業手当金の支給期間に支払われた介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬等については、介護休業手当金との調整は行わない。

【参考】勤務しなかった期間に支払われた報酬の額（沖縄県給与条例の減額方法の場合）

$\frac{(\text{給料月額} + \text{減額の対象となる手当}) \times 1 \text{日}}{\text{介護休暇を取得した月の要勤務日数}}$		
$\frac{(\text{勤務時間1時間当たりの給与額 円未満四捨五入}) \times 12 \text{月}}{7 \text{時間}45 \text{分} \times 5 \text{日} \times 52 \text{週} - 7 \text{時間}45 \text{分} \times 18 \text{日}}$		$\times \frac{(\text{1日当たりの勤務時間})}{7 \text{時間}45 \text{分}}$
※網掛け部分がマイナスとなった場合は0円とする。		× 介護休暇取得日数
+	$\text{減額対象外の手当} \times 1/22$	(円未満切捨て)

(5) 雇用保険法との調整

介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

22 弔慰金・家族弔慰金

災害給付（弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金）は、他の医療保険にはない共済組合制度独自の給付で、組合員又は被扶養者について不慮の災害による死亡又は住居若しくは財産の損害を保険事故として行われるものであるが、その性格は損害の填補を目的とするものではなく、見舞金的な性格を有する点に特徴がある。したがって、法第50条の規定によって、給付事由が第三者の行為によって生じた場合に共済組合が代位取得する損害賠償の請求権に関しても、災害給付に係るものは含まれない。

(1) 支給要件

組合員又はその被扶養者が水震火災その他非常災害により死亡したときに支給される。その死亡が公務に起因するか否かは問わない。

「水震火災その他非常災害」とは、洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割、がけ崩れ、雪崩、竜巻、落雷、火災等の主として自然現象をいうが、交通事故その他の予測し難い事故を含む。

死亡が予測し難い事故によるものであるかどうかについては、次に掲げる要件に該当するかどうかを勘案して判断するものとする。

- ①その事故による死亡の要素が、客観的にみて社会通念上予測し難い不慮の事故であること。
- ②その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
- ③その事故による死亡が、原則として、他動的原因に基づくものであること。

(2) 支給額

弔慰金 ：標準報酬月額×1（受給権者は遺族）

家族弔慰金：標準報酬月額×70/100

23 災害見舞金

(1) 支給要件

組合員が水震火災その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときに、損害の程度に応じて、支給する。

- ①「非常災害」の意味は、弔慰金の場合と同様であるが、盗難は含まない。
- ②「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舍、公営住宅、借家、借間等の別を問わないこととされているので、その所有権の有無にかかわらず組合員が日常生活を行っている建物をいい、通常は住所として届出のあった場所に所在するものと推定される。

住居とは、起居の場所であるから、台所、浴室、洗面所、廊下等の家屋を構成する部分は当然含まれるが、別棟の離れ屋、物置、門、塀等は住居には該当しない。

また、組合員とその被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱う。

- ③「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいうが、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等は含まない。

社会生活上必要な財産であるから、通常は生活の本拠である住居内にある動産が対象とされ、長期間他家に預けたまま日常生活に使用されないものは家財とはされない。

なお、家財の場合は住居と異なり、組合員及び被扶養者の所有の物に限られる。

- ア 住居狭小等のため知人等の宅に預けてあった家財の損害を受けた場合の災害見舞金については、社会生活上必要な財産である旨が客観的に明白な場合（たとえば、転任等による運搬が完了するまで極く短期間中前の住居に荷物をおいていたような場合）を除き、災害見舞金を支給することはできない。
- イ 組合員から住居変更の届け出はなされていないが、その住居に居住していたことが明らかな場合において、その住居に損害を受けたときは、直ちに組合員に住所変更の届出をさせた上で災害見舞金を支給するものとする。
- ウ 自動車は、通勤用に限らず、日常使用するものであれば、「住居以外の社会生活上必要な一切の財産」に含まれる。
- エ 組合員の住居（母屋）と同一の敷地内にある別棟の離れ屋は、原則として「住居」に該当しないものであるが、組合員の生活の本拠の一部として用いられていたものと認められる場合には、災害見舞金の対象となる。
- オ 台風等の集中豪雨等により、床上30cm以上の浸水災害を受け、数日後に再び床上30cm以上の浸水被害を受けた場合において、前後の浸水被害が継続している状態にあると認められるときは、前後の浸水被害を1つの災害として取り扱い、前後の浸水被害が継続していない状態にあると認められるときは、それぞれ1つの災害として扱う。

（P137 支部様式第23号関連 別紙 1－4 を参照）

（２）支給額

次表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる金額を支給する。

損 害 の 程 度	災 害 見 舞 金
1. 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬月額の3月分
1. 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 3. 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬月額の2月分
1. 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 3. 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬月額の1月分
1. 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬月額0.5月分

支給額の算定は、住居、家財のそれぞれにつき別個に表を適用して算定した月数を合算するが、標準報酬月額 of 3 月分を超えることはできない。

また、豪雨によるがけ崩れ等のため立退命令を受け住居の移転を要する場合には、災害による損害とみなして、災害見舞金を支給する。この場合には、住居移転に必要な経費は、住居等の損害に加算して損害の程度を算定して差し支えない。

なお、組合員とその被扶養者が別居している場合は、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱い、同一世帯に組合員が 2 人以上ある場合には、各組合員につきそれぞれ災害見舞金を支給する。

- 浸水により平屋建ての家屋に損害を受けた場合で、その損害の程度の認定が困難であるときは、住居及び家財の損害を区分せずに、次の外形的標準によって取り扱うこととされているが、二階建て（一階の相当部分が住居である場合に限る。）の場合も、同一の基準によって支給する。

浸水の程度	支給額
床 上 120cm 以 上	標準報酬月額の 1 月分
床 上 30cm 以 上	標準報酬月額の 0.5 月分

24 その他

（1）医療費のお知らせについて

組合員及び被扶養者に医療費の額を具体的に理解し、各人の健康管理に寄与するとともに、医療費の適正化に役立たせることを目的として、毎年度「医療費のお知らせ」（以下「医療費通知」という。）を実施する。

① 医療費通知の内容及び発送時期

令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 1 0 月受診分の医療費等を記載した医療費通知を、令和 8 年 2 月中旬頃に発送予定。

② 留意事項

ア 医療費通知は各所属所へ郵送する。

イ 基準日（令和 7 年 1 2 月 1 日）に組合員が資格を有している世帯を対象とする。

ウ 当該期間内に診療等がない者は対象外とする。

エ 医療費通知は、医療機関から届いた診療報酬明細書（レセプト）等に基づき作成を行っている。医療機関からレセプトを受領するまでには一定期間を要し、レセプトは受診月から最短で 3 か月経過後に確定されるため、通知に記載できる医療費は令和 7 年 1 0 月受診分までになる。

Ⅷ 船員組合員の給付等の特例

船員保険の被保険者については、その職務の特殊性に鑑み、船員保険法により、他の医療保険制度よりも有利な医療給付が実施されている。

船員保険の被保険者である組合員（以下「船員組合員」という。）は、形式的には船員保険法の被保険者となるが、船員組合員に対しては同法による給付は行われず、また、保険料も徴収されないこととされている。

そこで、地方公務員等共済組合法において船員組合員に対する短期給付の特例を認めて、船員保険法による給付と同水準の給付を行うこととしている。

1 船員組合員の資格の得喪の特例

（１）船員組合員の船員組合員としての資格の得喪については、船員保険法の定めるところによる。

すなわち、船員組合員については、船員法第１条に定める船員として船舶所有者に使用される日からその資格を取得し、死亡した日又は船舶所有者に使用されなくなった日の翌日（その事実のあった日に更に資格取得事由に該当するに至ったときは、その日）からその資格を喪失することになる。

（２）船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失は、船員保険法においては厚生労働大臣（日本年金機構）の確認によってその効力を生ずることとされているが、船員組合員の資格の得喪については、地方公務員等共済組合法施行規程に基づき、その資格を取得した者は、所属機関の長を経由して船員組合員資格取得届書を組合に提出しなければならないものとされているので、事実上は組合において確認を行っている。

2 船員組合員の療養の給付の特例

（１）船員組合員が公務によらないで病気にかかり若しくは負傷し（通勤により病気にかかり又は負傷した場合を除く。）、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり若しくは負傷した場合における療養に関しては、地方公務員等共済組合法56条～第61条、第62条の２及び同条の３の規定にかかわらず、船員保険法第53条（第４項を除く。）、第54条～第68条、第76条～第79条及び第82条～第84条の規定による給付が行われる。

（２）船員組合員が保険医療機関等において療養を受けたときは、一般組合員と同様一部負担金の額の支払を要することとなるが、船員法第89条第２項に規定する療養補償に相当する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費の支給を受けるときは、一部負担金等の額の支払を要しない。

なお、公務による傷病については、一般組合員と同様地方公務員災害補償法による療養補償が行われる。

3 下船後の療養補償

- (1) 船員法第89条第2項の規定において、「船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、3箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失があったときは、この限りでない。」こととされているが、船員保険法では第33条第3項の規定において「船員法第89条第2項の規定により船舶所有者が施し、又は必要な費用を負担する療養」を「下船後の療養補償」と定義している。
- (2) また当該規定に定める、「雇入契約存続中」とは、船員として乗船し、その職務に服している状態にあること、すなわち「乗船中」に限るものであること。ただし、雇入契約存続中であって、乗船前又は下船時から再乗船までの間に、船員として職務に従事し、かつ、職務遂行性が認められるものについても「乗船中」と同様の取扱いとするものである。
- (3) 平成18年6月26日付け庁保険発第0626001号社会保険庁運営部医療保険課長通知「船員法第89条第2項の規定による療養補償の取扱いについて」において、下船後3月の療養補償は、乗船中に発症した職務外の事由による疾病又は負傷を対象とすることとされ、乗船前から治療中の疾病及び当該疾病が原因で発症した疾病については、下船後3月の療養補償の対象とならないこととされている。
- (4) 乗船前又は下船時から再乗船までの間に、船員としての職務に従事し、かつ、職務遂行性が認められるものの具体例として、船の修繕や整備等の作業中に発生したもの、船用品の整理や運搬中に発生したもの、荷役作業中に発生したもの等が、また、乗船前又は下船時から再乗船までの間に、船員としての職務に従事し、かつ、職務遂行性が認められないものの具体例として、自宅で発生したもの、休暇中に発生したもの、寄港地での錨泊中に船外で飲食等をして船に帰るまでに発生したもの等が考えられる。
- なお、虫歯や歯周病等については、乗船前から罹患していたものが、たまたま乗船中に顕在化したものと考えられるため、原則として下船後3月の療養補償の対象にならない。ただし、長期間（1年以上の航海等）継続して乗船し、その間に発症したもの限り、下船後3月の療養補償の対象となる。

4 船員組合員療養補償証明書

- (1) 船員組合員は、地方公務員等共済組合法第136条の規定によりその例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第89条第2項に規定する療養補償（下船後3月の療養補償）に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問

看護を受けようとするときは、船舶所有者の交付する船員組合員療養補償証明書（施行規程別紙様式第14号）を保険医療機関又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

（２）上記（１）ただし書の場合においては、その事情がなくなった後、遅滞なく、船員組合員療養補償証明書を当該保険医療機関又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

（３）船員組合員は、上記（１）又は（２）により、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に船員組合員療養補償証明書を提出したときは、遅滞なく、その写しを組合に提出しなければならない。

５ 船員組合員の療養以外の給付の特例

船員組合員の療養以外の給付については、法の規定による給付と船員保険法の規定による給付のうち、給付を受ける者が選択するいずれか一方の給付が組合から支給される。ただし、船員保険法の給付を選択した場合は、組合の附加給付は支給されない。

法の規定による給付	船員保険法の規定による給付
出産費・出産費附加金	出産育児一時金（488,000円）
家族出産費・家族出産費附加金	家族出産育児一時金（488,000円）
埋葬料・埋葬料附加金	葬祭料（50,000円） 付加給付：標準報酬月額×2/3－50,000円
家族埋葬料・家族埋葬料附加金	家族葬祭料（50,000円） 付加給付：標準報酬月額×1.4ヶ月分－50,000円
傷病手当金・傷病手当金附加金	傷病手当金 職務外の傷病による場合（支給期間3年） 1日につき標準報酬日額×2/3
出産手当金	出産手当金 1日につき標準報酬日額×2/3
育児休業手当金	雇用保険法の規定による。
介護休業手当金	雇用保険法の規定による。
休業手当金 弔慰金 家族弔慰金 災害見舞金	【注】標準報酬日額＝標準報酬月額×1/30

【請求手続】

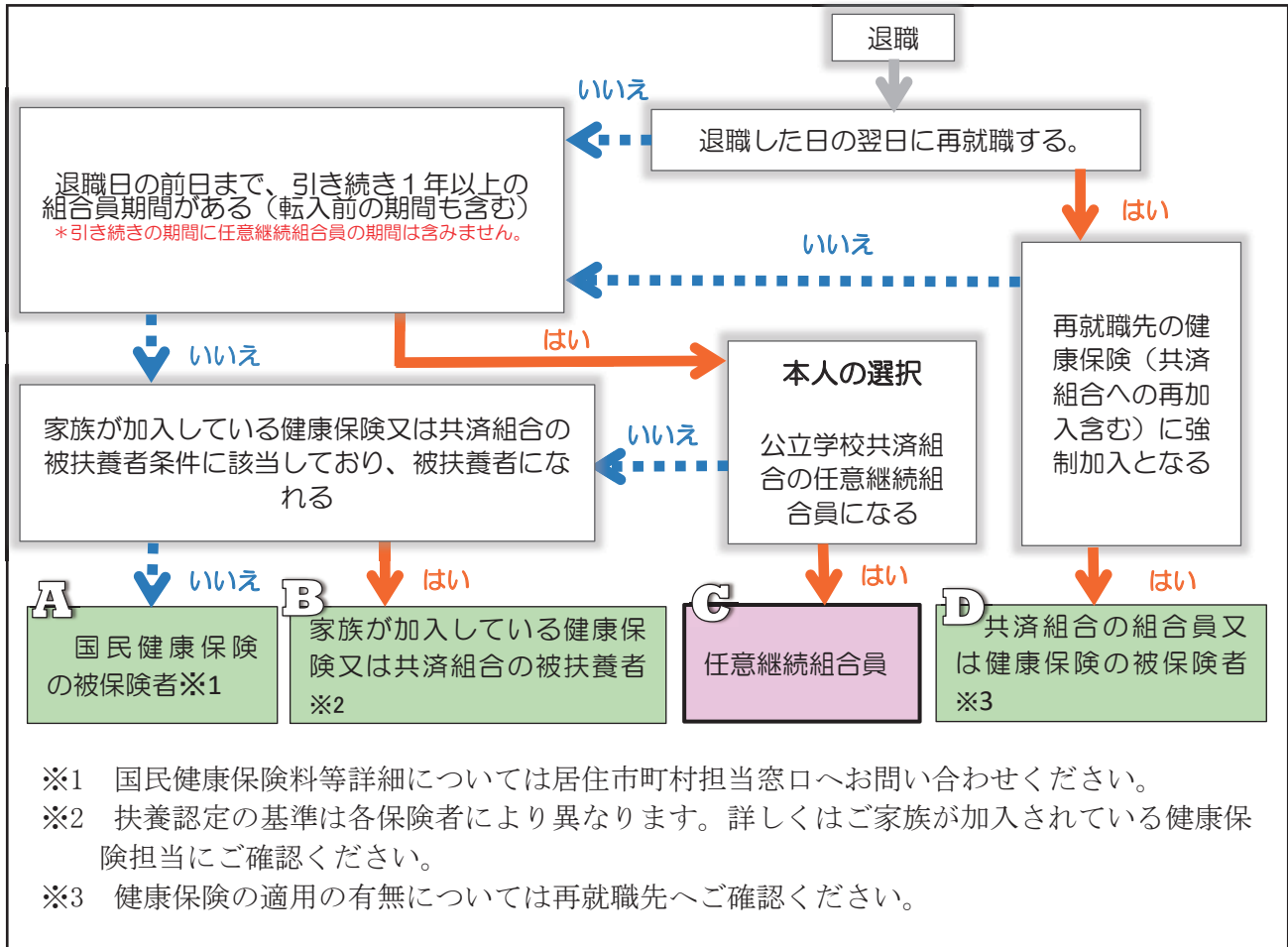
各請求書の請求者欄に下記のとおり「船員保険法による給付」と記載のうえ組合に提出する。

上記のとおり請求します。(船員保険法による給付)				〒		—	
公立学校共済組合沖縄支部長 殿				住 所			
令和	年	月	日	組 合 員 (請求者)	氏 名	印	

Ⅸ 任意継続組合員

1 退職後の健康保険

退職後は組合員の資格を喪失し、いずれかの健康保険制度に加入することになります。
選択肢の一つに、公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」への加入が挙げられます。



2 任意継続組合員制度について

退職後も引き続き公立学校共済組合の短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度で、最長2年間加入することができます。

資格要件	① 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員※である者。 ※任意継続組合員の期間は資格要件に含まない。 ② 退職日から起算して20日以内に「申出」と「掛金の納付」を行うこと。
給付内容	次に掲げる給付を除き※、組合員と同様の短期給付を受けることができる。 ・休業手当金 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金 ・傷病手当金附加金 ※傷病手当金及び出産手当金は在職中に支給事由がある場合に限り給付する。

任意継続掛金	○掛金額 ①または②のうちいずれか低い方の額 × 掛金率 { ①退職時の標準報酬月額 ②全組合員の平均標準報酬月額（令和7年度：380,000円） } 【令和7年度掛金率】 短期：93.2／1,000 介護：16.08／1,000 ○納付方法 1年分前納・半年分前納・毎月納付から選択する。1年分前納、半年分前納の場合は割引適用有り。 ○納付期限 初めての払込み : 退職の日から起算して20日を経過する日まで 2回目以降の払込み : 継続しようとする月の前月末日まで ○前納掛金の還付 掛金を前納していた者が、当該年度の途中で資格を喪失する場合は、未経過期間分の掛金を還付する。
加入手続き	○提出書類 ・任意継続組合員申出書（P148） ・任意継続組合員申出時の被扶養者継続認定（取消）確認書（P149） ※1 ※1 在職中から認定されている被扶養者については、任意継続加入後も被扶養者の要件を満たしている場合、引き続き被扶養者として認定できますが、加入申出時に被扶養者がいる組合員は、「任意継続組合員申出時の被扶養者継続認定（取消）確認書」の提出が必要です。 ○任意継続組合員証等の交付 所属所より任意継続組合員申出書を受理後、「掛金決定通知書」と「振込依頼書」を自宅あて送付します。 掛金の納付が確認でき次第、「資格情報のお知らせ」を交付します。 （マイナ保険証が利用できない方には資格確認書も交付します。）
資格喪失	○任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。 ○死亡したとき。 ○任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき。 ◎共済組合の組合員又は健康保険の被保険者となったとき。 ◎後期高齢者医療の被保険者となったとき。 ○任意継続組合員でなくなることを共済組合へ申し出た場合において、申し出が受理された月の末日が到来したとき。 （○その翌日から、◎その日から喪失）

3 注意点等

○任意継続組合員制度は、健康保険制度への加入です。退職後、60歳未満の方は、居住地の市町村で国民年金の加入手続きを行ってください。（被扶養配偶者も同様）

○任意継続組合員に加入後、年度途中での脱退は可能ですが、再加入はできません。（再度資格要件に該当する場合は、加入できます。）

X 交通事故等第三者の行為によって生じた事故

第三者の行為によって生じた保険事故に対して給付を行えば、組合員にとってはその限りにおいて損害が補填されたことになり、第三者から賠償を受ける必要はなくなるが、同時に第三者は不当に責任を免れることとなる。また、組合員が給付を受けるとともに第三者から賠償を受ければ、当然のことながら組合員は二重に損害の補填を受けることとなりその限りで不当な利益を得たこととなる。このような不合理を是正するため組合の損害賠償請求権の代位取得及び給付の制限規定を設けて、組合員及び加害者との関係の均衡を図っている。

損害賠償の請求権

(法第50条)

- 1 組合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付しないことができる。

※組合員の公務又は通勤途上における病気・負傷等の場合には、地方公務員災害補償法に基づく療養補償等を受けることとなるため、療養の給付等の対象とはならない。

公務災害と思われる場合は地方公務員災害補償基金へ照会すること。

労働災害と思われる場合は労働基準監督署等へ照会すること。なお、マイナ保険証又は資格確認書等を提示し治療を受けてしまった場合は、共済組合に対し、報告すること。

交通事故等にあったときは共済組合への報告を忘れずに

組合員や家族（被扶養者）が交通事故等でケガをし、組合員証で治療を受けた場合は、共済組合に報告してください。

安易な示談はしないこと

加害者と不用意な示談を行うことにより共済組合の給付を受けられない等の思わぬ不利益を被ることがありますので、ご注意ください。

注意事項

- 運転者の住所、氏名、車のナンバー、車検証、車の持主の住所、氏名などを相手方から聞き取ること
- 警察に届けること
- 必ず医師の診断を受けること

XI 標準報酬・遺族・支払未済の給付・公租公課・時効等

1 標準報酬 (法第54条第2項)

短期給付の給付額の算定の基準となるべき標準報酬の月額又は標準報酬の日額は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

2 遺族 (法第2条第3項)

(1) 遺族とは、組合員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡当時その者によって生計を維持していた者をいう。

(2) 短期給付で遺族が受給権者となるのは、弔慰金の給付である。

3 支払未済の給付の受給者の特例 (法第47条)

受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたものに支給する。

4 公租公課 (法第52条、所得税法基本通達9-24)

短期給付として受ける金品（附加給付を含む。）には、租税その他の公課は課されない。

5 他の法令による療養との調整 (法第62条第1項)

国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、給付は行わない。

6 給付制限 (法第108条)

故意又は故意の犯罪行為で保険事故を生じさせたときは、給付を行わず、重大な過失により生じさせたときは、給付の全部又は一部を行わない。

7 時効 (法第144条の23)

(1) 短期給付を受ける権利は、2年で消滅時効となる。

(2) 誤払いによる給付の返還請求権は、被扶養者の認定を遡及して取り消した場合には2年、その他の事由による場合には10年で消滅時効となる。

(S47.4.6 公官総31、S58.10.7 公本総7の14)

